

第八十七回 参議院商工委員会會議録第六号

昭和五十四年四月二十四日(火曜日) 午前十時一分開会

出席者は左の通り。

委員長 福岡日出磨君

理事 古賀雷四郎君 大森 昭君 安武 洋子君

委員

岩崎 純三君 楠 正俊君 中村 啓一君 真鍋 賢二君 大塚 喬君 小柳 勇君 森下 昭司君 中尾 辰義君 馬場 富君 市川 正一君 藤井 恒男君 柿沢 弘治君

國務大臣 國務大臣(経済企画庁長官) 小坂徳三郎君

政府委員

公正取引委員会事務局長 伊従 寛君 経済企画庁政務次官 野田 毅君 経済企画庁調整局長 宮崎 勇君 経済企画庁調整局審議官 廣江 運弘君 外務省経済局次長 羽澄 光彦君

事務局側

常任委員会専門員 町田 正利君

説明員

大蔵省銀行局特別金融課長 中田 一男君 大蔵省国際金融局投資第三課長 大村 喬一君 通商産業省通商政策局経済協力部長 小長 啓一君 通商産業省生活産業局通商課長 村田 文男君 通商産業省生活産業局繊維製品課長 赤川 邦雄君 労働省職業安定局雇用政策課長 白井晋太郎君

参考人

日本衣料縫製品協会会長 近藤駒太郎君 日本繊維産業労働組合連合会委員長 池田 友次君 日本絹人繊維物工業組合連合会理事長 浅井長一郎君 日本綿スフ織物工業組合連合会会長 藤原 一郎君 センセン同盟会長 宇佐美忠信君 日本ニット工業組合連合会理事 伊藤 忠夫君

海外経済協力基金総裁 石原 周夫君

本日の會議に付した案件

○纖維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(福岡日出磨君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

○委員(近藤駒太郎君) 近藤でございます。

本日、本委員会は御多忙のところ、本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、皆様には御多忙のところ、本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日、本委員会は御多忙のところ、本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、皆様には御多忙のところ、本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

いと存じます。また、発言の際は、その都度、委員長の許可を受けることになっておりますので、あらかじめ御承知おきください。

○参考人(近藤駒太郎君) 近藤でございます。本日、大変お忙しい中、私も衣料業界のために構造改善の法案延長のために、わざわざお聞き取りを願える機会を与えられましたことを謹んで御礼申し上げます。

私は、現在日本衣料縫製品協会の会長でございます。また、なお国際アパレル連盟の会長並びに日本繊維産業連盟の副会長であり、また中小企業対策委員長、輸入対策委員長等を仰せつかってお一人でございます。

本委員会の御指導いただきまして、この席上をかりまして謹んで御礼を申し上げます。簡単におかれわれの業界の現状を申し上げます。

私どものアパレル業界は、すでに御高承のとおり、オイルショック以来大変な不況に見舞われております。今日まで立ち至っておりますが、昨年の後半からやや薄日が差したというように心ひそかに喜んでおりました次第でございます。

先般のこの法案改正に当たりまして、アパレルの人材育成等に関しまして大変御配慮いただきまして、国費をもって一億五千万の御出資をいただきましたことも、私も業界といたしましては、アパレル業界挙げて今後の行政施策に対しまして重点的にお取り扱い願ったことに対しまして

て、深甚なる感謝と、そして敬意を表しておる次第でございます。

いずれにいたしましても、私が先ほど申し上げましたとおり、いろいろな、好むと好まざるにかかわらず、国際問題は約二十年近く、対米問題に取り組んでおりますし、また国内問題には過去十年近く、本問題に取り組んでおる一人でございしますが、いずれにいたしましても、アパレル業界に對しましては非常に立ちおくれしておる次第でございます。繊維業界挙げて不況の中で、特にアパレルがおくれしておるといふことでございますが、これは必ずしも私は、個人といたしまして、政府並びに役所が悪いというふうなことではございません。私どもの受け入れ体制が整っておらなかつたということも大きな原因ではなからうかと、かように考えておる次第でございます。したがって、ここ数年來、近隣諸国の輸入の増大、また国内の不況等のはさみ打ち、また川上、川中におきましても極度の操短あるいはまた共同廃業等によりまして、そのしわが相当川下のアパレル段階に來ておるといふことも事実でございます。

私は連盟を通じて各業界の内部でお話し申し上げておりますことは、アパレルの振興なくして全繊維産業の発展につながらない、かように申し上げてきたわけでございますが、ここ二、三年來、各業界とも、そのことにお気づきになつていただきまして、何としましては消費者に直結するアパレルの振興が一等大事であるという御認識のもとに、現在まで立ち至つておる次第でございますが、輸入問題一つとりましても業界挙げて輸入規制を申し合せておりますけれども、私といたしましてはアメリカのような、過去にわれわれが受けた厳しい輸入規制をするというふうなことは毛頭考えておりません。そのゆえに、私どもがなすべきことは、やはり対話と協調、やはり理解と協力を求めるために、各国を回りまして、そしてわが国の実情、消費、生産等もお話し申し上げて、ようやくにいたしまして三年前に国際アパレル連盟というものができてまして、初代会長がドイ

ツのホームマン博士でございます。昨年六月に私、二代目の会長を仰せつかつておる次第でございます。話と協調である、そして理解と協力を求めるということが業界の務めであらうかと、かように感じているおる次第でございますが、しかし、われわれの努力もやはり限界にございます。と申し上げますのは、日本には独禁法もございまして、また各国におきましてもそれぞれの法律がございまして、具体的な話し合いということには非常にむずかしゅうございます。しかしながら、わが国の各国から見られておる状況というものは、必ずしもそのいい面ではございません。誤解もあります。いろいろなまた問題もありません。幸いにいたしまして、先ほど申し上げましたとおり、アパレル連盟を通じて現状を十二分に御認識賜りますよう、また情報の交換等も現在やっております次第でございます。

そこで、本案につきましても、私どもといたしましては、ぜひともこの構造改善の延長を図つていただきまして、現在進めております各業界、川上、川中に至る自主共同廃業の完了の暁におきましては、われわれアパレル業界といたしましても前向きに、しかも真剣に業界みずからの力において構造改善に取り組んでいきたい、かように考えておる次第でございます。

一言大変申しにくいことを申し上げて恐縮でございますけれども、先ほど申し上げました近隣諸国からの輸入の増大、国内の不況あるいは円高等で大変な苦況に立つておる業界でございますが、わけて最近私は非常に懸念いたしておりますことは、日中友好条約が結ばれましたことは、日中両国民にとって永年の願望であり、まことに喜ばしい現象でございますけれども、最近草木もなびくように中国中国と言つて、なかななく繊維ににおきましては、中国に非常に力を入れて中国からの輸入が増大いたしております。私は、先ほど申し上げましたとおり、全面的に厳しい輸入規制をするというふうなことじゃなく、一億一千万の

国民の消費者のためにおいても、やはり秩序ある輸出をし、国内においては安定した生産で、安定した価格で供給するということを願望いたしておる次第でございますけれども、現状を見ると、非常に安い価格で、そして国内に中国繊維が売り出されておるといふような状況を見ると、これから三年先、五年先においては、かえつて両国ともになまざるんではなからうかというのを危惧いたしておる次第でございますので、相なるべくは早急に訪問いたしまして、日本のアパレル業界の実情をお話し申し上げて、理解と協力を求めていきたい、かように考えておる次第でございますが、どうか先生方におかれましても格段の御配慮をいただきまして、秩序ある貿易—景気がよければざつと入ってくる、景気が悪ければすぐに注文をとめるというふうなことをしておると、やはり輸出国においてもかなりのダメージを受けるんではなからうか、かような観点から、ただいまの中国問題あるいは近隣諸国の輸入問題に触れた次第でございます。

いずれにいたしましても、私どもといたしましてはすべてを政府にお願いして、おんがせいで、こせいという考えは毛頭ございません。可能な限り国際問題、国内問題、すべて挙げて業界の自助努力において最善の方法を尽くして、しかる後に足らざるは行政指導を仰ぐということに専念いたしておる次第でございますが、今回の構造改善におきましても、アパレルの問題に對しましては格段の御配慮をいただきまして、重点的にお取り上げを願つたというに對しましては、業界挙げて感謝をいたしておる次第でございます。われわれといたしましては、国際的には対話と協調をもちまして、また国内的におきましては輸入も含めて国内の秩序ある生産、そして安定した価格で供給していくという気構えで業界それぞれに指導をいたしておる次第でございます。

また、この席上をかりまして一言御礼を申し上げます。この席上をかりまして一言御礼を申し上げます。特定繊維工業構造改善臨時措置法として成立いたしました現行法に基づく改善事業が、その後の

した。すでに、自由化とアメリカは言っておりたけれども、品目別に非常に厳しい要求をいたしてまいつたのでございますけれども、幸いにいたしまして、原則自由ということを買っていたたきまして、私も業界といたしまして、業界同士の話もスムーズにいきまして、ようやくにいたしまして、日米の繊維交渉も終つて、ただ一点残つておりました縮小の問題も昨日ようやくこれが妥結いたしましたというところは、先生方の御指導並びに本日御出席をいただいておりました局長初め通産省のお役人の方々の、官民挙げての御努力のたまものと深く感謝いたしておる次第でございます。いずれにいたしましても、現在日米問題におきましては、政治、経済等大きな疑惑、摩擦が生じておる状況でございますが、そのトップバッターの繊維に對しましてもし万が一のことがあれば、その及ぼすところの影響が非常に大きいという考えのもとに、私どもは、業界といたしまして側面からアメリカの業界とも常に連絡をとりまして、今回無事円満な妥結を見ましたことは、ひとえに先生方また役所の方々の御努力のたまものと深く感謝いたしておる次第でございます。

大変駄弁を弄しまして恐縮でございますけれども、ここに謹んで御礼申し上げますと、今後とも、アパレルの振興なくして全繊維産業の発展につながらないのだと、大変自分勝手なおこがましいお願いでございますけれども、この認識のもとに業界も立っているいろいろな施策も進めております。どうか先生方におかれましても、今後とも一層の御支援を賜りますよう、この席上をかりまして謹んでお願いを申し上げます。大変ありがとうございます。

○委員長(福岡日出廣君) ありがとうございます。

次に、池田参考人をお願いいたします。

○参考人(池田友次君) 私は、総評繊維労連の池田でございます。特定繊維工業構造改善臨時措置法として成立いたしました現行法に基づく改善事業が、その後の

実施経過を踏まえ、今回その期間を五カ年延長すること、アパレル産業の振興を図るため、人材育成事業の実施、あるいは産元、親機等を構造改善事業の主体に加えることを主眼点といたしました。構造改善臨時措置法の一部の手直しをすることに、私は一定の評価をするものであります。

しかしながら、繊維工業の構造改善のあり方については、本法によるほか、繊維製品取引の近代化あるいは中小企業における適正加工賃の保障の問題、ないしは秩序ある繊維製品の輸入などの諸課題を並行して進めることが、経済の民主化とともに、構造改善事業そのものの成否を左右するものであると考えますので、これらの問題につきまして少し意見を申し述べたいと思います。

まず第一の点は、繊維製品取引の近代化問題であります。繊維製品は、御案内のように、素材から織り、編み、染め、縫製あるいは小売に至る流通段階まで、いわゆる川上から川下までの全過程を含め、その取引の近代化ということが強調されてから大変長い期間を経過しております。このため、五十二年一月には「繊維取引近代化憲章」が決定をされ、さらには同年五月に「書面契約推進に関する行動指針」が出されたわけでありましたが、実際には遅々として進んでいません。

最近問題になっている三越の独禁法違反による公正取引委員会の排除勧告の例で言えば、これは大規模小売店舗の不正取引におけるまさに氷山の一角にすぎないと考えておられる次第でございます。優越的地位乱用という三越と全く大同小異のことが、すべての著名なデパート、大型スーパーにおいて同様にかかり通っておるわけでありまして、公取も引き続き二十二の代表的な百貨店、スーパーの実態調査を実施するとの方針をとっておりますので、これはぜひその徹底を期していただきたい、かように考えております。

しかし、今回の三越のそれは、納入業者に対するさまざまな押しつけ販売や、いろいろな名目をつけた協賛金の巻き上げが対象になっております

が、実は流通段階の取引の近代化、不正取引の抜本的な是正という観点からは、最も大事なことが放置をされております。それは不当返品という、買手の一方的な返品自由という地位乱用によるあしき慣習に全く手がつかないままとなつていながらであります。このため、問屋や納入メーカーは自衛のため返品を見込んで小売価格を設定することになるから、この不当返品という押しつけ販売よりもさらに程度の悪い優越的地位利用にメスが加えられるならば、国民はより安い値段で衣料を手に入れることができるわけでありまして、この解明を直ちに進めることについて本委員会の御理解ある御認識をお願いする次第でございます。

同時に、これらの問題は二次加工段階にも数多く存在をしております。例を染色業界にとつてみますと、発注者たる原糸メーカーや商社が大量の原反や製品を半年以上にわたって染色メーカーに押しつける、倉庫がわりに使っている、あるいはこれらの製品の搬出に要する費用は染色メーカーに負担させるといふ発注者の地位利用は依然改まっておりません。また、アパレル重視ということで、その重要性が改めて認識されております縫製の業種でも、これまた多くの問題を抱えております。実例を申し上げますと、縫製メーカーにある日突然、前ぶれもなく発注メーカーから原反と指図書が送られてくる。この段階で縫製メーカーにわかっていることは、何を、どれだけ、いつ納めるといふことで、加工賃は製品を納入するとき初めて決められるという、そういう実情でございます。しかも発注者のミスで付属品の送付がおくれる、そのために縫製メーカーの納期が遅延したようなケースでもペナルティーを取るといふ悪質なケースさえあるのでございます。これらの問題は、繊維産業の取引近代化、正常化という立場からはもちろんであります。特に構造改善事業の一環として、取引面における構造改善として今後法的規制を含め実効ある措置をとられるよう強く要請を申し上げたいと思っております。

第二の点は、中小企業における適正加工賃確保の問題であります。

繊維産業は大手の原糸メーカーあるいは商社を頂点として、その下に膨大な中小零細企業が有形無形の形で体系的に組み込まれております。そして、この関係は、取引近代化に関連して述べましたように、発注者としての大手と受注者としての中小企業における企業の優位性ないしは経済的格差はきわめて歴然たるものがあります。さらに、この実態は過当競争を背景に、中小企業の共通する悩みとしてコストに見合う加工賃あるいは企業の近代化を推進するにふさわしい加工賃を手に入れることがきわめて困難な状態に置かれているというところであります。私は繊維の中小企業を主体とした労働運動に携わっている立場から、特にこのことを痛切に感じているものであります。このように中小企業の経営の実態、すなわち加工賃の水準によって賃金を初め、一時金、退職金、労働時間や福利厚生など、中小企業に働く労働者のすべての労働条件は決定的に左右をされております。繊維産業、とりわけ中小企業に働く労働者の労働条件が他産業と比較して大変見劣りし、世間並みの労働条件を得ていないことは、換言すれば適正な加工賃が確保されていないことに大きく起因をしております。このことが、たとえば五十二年度地域包括最賃が全国的に決定されたことによつて自動的にその是正の適用を受けた件数は繊維産業が最も多かったことにも示されております。したがって、構造改善事業の枠組みの中に地域包括最賃に対応する最低加工賃の決定ないしは付加価値の適正配分による加工賃のあり方について、国会と通産省においてぜひ今後御検討を引き続きお願いをしたい、かように考えております。

最後に、繊維製品の秩序ある輸入問題に関連するところであります。五十三年度における通関実績によるわが国の繊維貿易は、輸出は約四十八億七千万ドル、輸入は繊維製品で三十億六千万ドル、前年対比六・九％増、原料は二十二億一千万ドル、同じく一六％増、輸入計で五十二億七千万ドル、約四億ドルを超える入超となっております。

これはわが国の繊維貿易収支が例のオイルショックによる四十八年に史上初めて入超となった年に次ぐ二度目のケースでございます。ここではつきり言えることは、わが国の繊維の貿易が欧米先進国による厳しい輸入規制と、韓国を初めとする東南アジアの発展途上国の追い上げによつて輸出は停滞、輸入は大幅に激増しているということであり、通産省は五十三年度繊維製品の輸入伸び率を前年対比六％と想定していたが、実は十倍を超える輸入となつていましてあります。繊維産業は長期の構造不況の中で、各業種の操短と設備廃棄の繰り返しによつて、最近ようやく大企業を中心とする一部に明るさが出てきたが、一方国民一人当たりの衣料消費はどうなつてきたのか。実質賃金の低下とともに、ここ数年来下降線をたどり、最近ではピーク時の三分の二程度の十キロ前後と言われております。こういふ状況の中で、前に述べたように前年対比六・五％も輸入が急増するということは、構造改善政策そのものの成果を根底から覆すだけではなく、繊維労働者の雇用と労働条件の悪化という大きな社会問題に発展するであろうことは疑いございません。また、わが国のように繊維製品の輸入をオープンにしているのは世界各国においてもその例を見ません。現に、アメリカが日本の繊維製品の輸入を規制したときの毛織物、化繊の輸出量はアメリカ国内消費の五％であったし、EC諸国でも輸入の伸び率は五ないし六％の枠内というのは国際的な常識であり、各国相互にガットによる二国間協定を締結しているのはその実態でございます。したがって、このような観点から政府は国会の合意を得て、できるだけ早い機会にMFAの国際協定に基づき二国間協定による秩序ある輸入の実現を図るべきであると考へます。

なお、本件に関連をいたしまして、日中間における繊維関係のプラント輸出、縫製などの委託加工貿易、保税加工貿易など、大規模な契約が進められようと思つておりますし、さらに繊維の大手メー

カーまたは商社による海外投資等は従来より問題とされておるところであり、これらの問題につきましても適切な措置をとられることを強く要請をいたしまして、私の意見を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○委員長(福岡日出磨君) ありがとうございます。

次に、浅井参考人をお願いいたします。

○参考人(浅井長一郎君) 私は、日本絹人織物工業組合連合会の理事長の浅井長一郎でございます。商工委員会の諸先生方には、常日ごろ私ども業界の振興発展につき格段の御配慮をいただいておりますことを御礼申し上げます。また、本日、御多忙の折に私どもの意見をお聞きいただき、機会をつくっていただきましたことを深く感謝申し上げます。

本日は、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につき意見を述べよう御指示をいただきました。同改正案につきまして申し上げるとともに、業界の現状を御報告いたします。

このたびの提案された繊維工業構造改善臨時措置法改正案をぜひ原案どおり早期成立していただきたいことを、まずお願い申し上げます。

私も絹人織物業界は、昭和四十二年より昭和四十八年までの旧構造改善法に基づいて構造改善を実施いたしました。その時点において設備の近代化を大きな目標といたした関係もあり、業界全般に生産増強型の量産体制となりました。繊維産業にとって設備の近代化、生産性向上は常に重要な目標であります。織物の高級化、多様化、個性化を要求する需要構造に対応する措置に欠けておりましたことは、現在においても大きなマイナスであったと痛感しております。

現在に及んでいるのであります。業界としては、将来を展望し、長期安定を図るためには、法律の目的に沿い、さらに強力に取り組むべきであったのが、諸般の情勢で現行構造改善における参加は思わしくありませんでした。

その主な理由は、経済的なことで申し上げます。石油危機の発生による長期不況、さらに一昨年以來の円相場急騰による環境の変化、これに起因する企業収益の大幅低下、高度成長期における設備投資のための借入金返済、輸入増加の先行き不安等により構造改善に対する意欲は減退を余儀なくされ、また制度上の理由で申し上げますと、異業種間グループの結合及び商品開発等の知識集約事業の条件、またリース比率の条件など、中小零細企業には取り組みにくい点がありました。このたびの改正に当たりましては、現行制度上の異業種グループに限定することなく、産元、親機等も包含されることになり、助成措置においてもリース率の引き上げ、設備共同化事業の要件改善も加えられ、前回に比して参加しやすくなりました。今後ともわれわれは、国民生活産業としての自覚を持ち、常に自助努力を行うことはもちろんであります。今後内外情勢は格段の厳しさを増していることと予想されるので、ぜひ今回の法律を成立させていただきまして、この制度のもとで業界の構造改善を推し進めなければならないと考えております。

次に、わが業界の現状を御報告申し上げます。もと、当面における適切な対策について御配慮をお願いいたします。

御高承のとおり、織物業界は、すべて昭和四十八年の石油ショック以後の急激な経済変動による長期的な構造不況の波にさらされておるのであります。絹人織物業界としては、このような構造的な不況要因を克服するためには、過剰設備を排除して体質を改善し、健全なる経営基盤を整備するため、目下設備共同廃棄事業を実施しております。共同廃棄は設備機械約三十万台のうち、すでに三万二千台余りの廃棄を完了いたしました。そのた

めに、最近やや需給バランスも改善されつつあり、若干明るさも見えてまいりました。このような業界を挙げた需給環境の整備に努力している最中でありまして、これらの効果を無にするような織物の輸入急増には、今後とも特段の御配慮をお願いいたします。

特に、絹織物について申し上げたいと思ひます。昭和四十七、八年の高度経済成長期において、国内生糸の不足を補うために生糸の輸入が急増し、その後も輸入増加の傾向をたどっております。政府は、国内養蚕製糸保護のために、昭和四十九年八月に繭糸価格安定法による生糸一元輸入制度を実施し今日に至っております。年々、基準糸価を大幅に引き上げているために、実勢相場もそれに上り上がっております。私どもは、糸価高騰のため国内生糸のみでは織物の採算がとれず、赤字生産を余儀なくされているのであります。

次に、輸入絹織物の問題であります。主要輸出国である中国、韓国とは二国間協定をもつて輸入量の規制が行われておりますが、現在、中国がヨーロッパ諸国に輸出している生糸の価格は、わが国の生糸価格の二分の一から三分の一であります。この安値の生糸でつくられた絹織物が法の盲点をくぐって、いろいろな形で入ってきた。特に昨年は、大量に輸入された俗称「青竹織物」により、羽二重、裏絹産地は極端な窮状に陥っております。ネクタイにおいても、つむぎ、輪子ちりめんにおいても、国際糸価の差異が余りにも大きく、困窮の度を深めております。

次に、保税生糸による保税加工織物の再輸入問題であります。生糸一元輸入制度の適用除外とされる保税生糸を悪用し、保税加工された絹織物を一度輸出し、再度同一織物を輸入して利ざやをかせく業者があらわれているのであります。これら悪徳業者に対し、一日も早く強力な行政指導を強めていただきたいのであります。もちろん、われわれ日絹連においても、織物業者の自衛を厳重に申し合わせをいたしておる次第でございます。

以上、生糸一元輸入実施中は、片手落ちでない

ように絹織物、絹製品の輸入規制措置を強化していただきたいと思ひます。

次に、実需者売り渡し生糸についてでございます。これは生糸一元輸入制度に伴うただ一つの絹業救済策であります。今後も定期的なさら増枠をお願いいたします。

以上、はなはだ業界のために非常に御協力を賜っておられる先生方に対して、今後ともこういった問題について特別にお願いをいたしまして、私の陳述を終わりたいと思ひます。

○委員長(福岡日出磨君) ありがとうございます。次に藤原参考人をお願いいたします。

○参考人(藤原一郎君) 私は日本絹スフ織物工業組合連合会会長の藤原一郎でございます。参議院商工委員会の諸先生方には、常日ごろ私ども業界の振興につき温かい御指導、御援助を賜っており、この場をかり厚く御礼申し上げます。また、本日は大変御多忙の折から、私ども業界の構造改善に関する諸問題に対しての意見を聞いていただき、機会をつくっていただき、まことにありがとうございます。厚く感謝申し上げます。

さて、本日は特定繊維工業構造改善の臨時措置法の一部を改正する法律案について意見を述べようとのことでございますので、同改正案について意見を述べるとともに、私ども業界の現状を御報告申し上げます。業界の窮状打開に対し適切な御配慮をお願いいたします。と存する次第でございます。

の間、当初の計画どおり約六百億円の設備ビルドが行われ、きわめて優秀な自動化、高速化の設備が導入され、織物生産形態を一変させるまでになりました。このことは、私ども織物業の発展のため大きな影響を及ぼしたばかりでなく、その後の労務賃金の上昇、諸物価の上昇にかかわらず、製造コストの上昇を最低限に抑えて、輸出面また国内衣料としての良質安価な製品を供給し得たものと考えております。

しかしながら、一方では設備の近代化、規模のメリットばかりが追求された結果、生産増強につながったのではないかと、また、商品の開発とか技術の開発がおろそかになり、需要の高級化、多様化に対応する面が欠けていたのではないかと、この反省もありません。このため、昭和四十九年、知識集約化を中心とする現行法に改正されたのを機会に、私ども業界は、法律の目的に沿い、国民の消費動向を的確に把握し、消費者が希望する多種多様な商品を開発すると同時に、生産、加工、販売各部門の有機的な結合を図り、流通の近代化を推し進めるという方針で、これらの構造改善に積極的に取り組んだ次第でございます。

しかし、残念ながら過去五年間ほとんどはかばかしくいかなかったわけでございますが、その原因については、さまざま考えられますが、次のようなことではないかと思っております。

第一に、四十八年のオイルショック、その後の急激な円高の到来による長期にわたる経済環境の悪化による不況のため、自分の経営を維持していくのが精いっぱいであったこと。第二に、規則に定められた異業種間グループの結合及び商品開発等の知識集約事業の条件、またリース比率の条件等、私ども中小零細業者にとってなかなかなじみ得なかったことと同時に、条件が少し厳しかったのではないかと。第三に、制度的に産地組合の積極的な活用がなし得なかったこと等であり、私どもが最も身近な産元、親機グループが追加になつたこと、またリース比率の改善等、実施面での運用緩和、弾力化等を図られること、また小規模事業者の施設共同化事業について大幅に条件を緩和する等、私ども中小企業業者が相当取り組みやすいものとなりました。

今後の私ども繊維業界の環境は、発展途上国の追い上げ、先進国の保護貿易の拡大、また国内需要の停滞等、まことに厳しいものがあり、今日直ちに私ども業界自身がこれらを克服するため、あらゆる面で構造改善をしなければ、永久に立ち直りには不可能なところと思われまします。このため、私どもは今回の法律案に基づき早急に構造改善を推進しなければならぬと考えておりますので、本改正案は一日も早く成立させてくださるよう、お願い申し上げます。

なお、私どもは中小零細業者でありますので、本改正法律案の実施の際には、だれにもなじみやすいものであり実施しやすいものにしていただきたいと、また産地組合の指導体制を積極的に活用できるようにすることもあわせて、今後の運用をお願い申し上げます。

次に、私どもの業界の最近の状況を御報告申し上げます。これに対する適切な御配慮をお願いいたします。

まず輸入問題でございますが、これはそれぞれ他の参考人からもお話がございました。御承知のごとく、私ども綿スフ織物業は、昭和四十八年の石油危機以後の急激なる経済の変動及びその後の円高等の影響をものを受け、想像に絶する長期の不況に見舞われ、産地により倒産、休業が続出しました。このため、かかる構造的な不況を脱却するため、昭和五十二年より業界挙げての自助努力により過剰設備の共同廃棄を実施し、本年三月末まで約四万二千台の織機を処理し、その結果、昨今ようやく需給バランスもとれ、明るさが見え始めてまいりました。しかし、昨今の円高の影響による輸入の増加は著しく、綿織物については昨年は一昨年の二倍強の輸入になり、このままの輸入が推移すれば近く必ず需給のアンバランスを来

し、また再び一昨 years までの不況による混乱が起きるのではないかと、先行き非常に不安を抱いております。このように無秩序な輸入の急増は、今後私ども中小織物業の存立に重大な影響を与えるばかりでなく、せっかくの構造改善の意欲も失わせるものと考えます。このため、私どもはこれまで秩序ある輸入に対し、日本の輸入商社及び輸入最大手の中国に二回も代表団を派遣して再々要請いたしました。現在、世界における日本の立場から、輸入の禁止とか制限は困難であることは十分承知しておりますが、せめて秩序ある輸入対策をとっていただきたい。また、織物の輸入関税の先進国との不均衡の是正についても、あわせてお願い申し上げます。

以上、私の意見並びに御要望を申し上げた次第であります。本日はこのような発言の機会を与えてくださったことに、重ねて厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

○委員長(福岡日出磨君) ありがとうございます。次に、宇佐美参考人をお願いいたします。

○参考人(宇佐美忠信君) 繊維工業構造改善臨時措置法の改正に当たりまして、参考人として意見を述べた機会を与えられまして、厚くお礼を申し上げます。

私どもの基本的な見解をまず申し上げます。わが国の繊維産業にとりましての最大の課題は、国際競争力が相対的に低下する中で、いかに国内の消費者需要を的確に把握するのか、そしてこれをいかに拡大し創造するかにあります。繊維工業構造改善臨時措置法は、こういう課題に対応いたしましたし、消費者志向に根差した繊維産業の知識集約化を図るものとし、昭和四十九年に改正、施行されました。しかし、長期にわたる不況もありまして、企業側の対応は大幅におくれを見せました。したがって、このたび本法案により現

行繊維法を延長することには基本的に賛成であり、また、わが国の繊維産業において重要な位置を占める産元、親機等を構造改善事業の主体者に含め、産地における企業間提携を容易にした点、さらにアパレル産業の人材育成事業に着手した点等、改正のポイントについてはそれなりに評価することができまします。

しかしながら、ここで現行繊維法の成果を振り返って見ますと、施行以来通産大臣の承認を受けた構造改善事業計画は、わずかに五十六件を数えるにすぎません。繊維法の延長問題を審議した昨年の繊維工業審議会、産業構造審議会の合同会議で、ゼンセン同盟といたしましては、このような結果をもたらした原因の掘り下げを強く要請いたしました。この過去の反省が、今後改正法に基づいてどのように生かされていくか、私どもは厳しい目で注視をしてみたいと思っております。

改正法の実施につきましても、一つは政府、自治体に次の点を要請したいと思っております。

第一は、現行繊維法に基づく構造改善事業が進まなかった理由として、制度の枠組み要件が大変厳しかったこと。それから、制度自体のPRが不足していたことが挙げられます。制度要件、運用につきましても、思い切った弾力的な運用されるように改善をされたいということ。そしてまた、制度内容の周知徹底に十分な体制をとってもらいたい。

第二の問題は、アパレル産業の人材育成事業は、本年度予算を見る限りでは余力にも規模が小さく、どうも多くを期待することができない。政府予算で一億五千万、そしてまた民間一億五千万、合わせて三億、これを基金にしての人材養成、繊維産業全般でも十四万を超える企業が存在する中で、一体その三億円を基金にして、その資金でもってこの大きなアパレル産業の人材養成ということが可能なのかどうか、そういう点を危惧いたします。

しかし、将来的には各種学校における繊維関係

審議に関連いたしましたして、再び参考人として先生方にお目にかかることになったわけでございますが、まことに感慨深いものがございませう。

まず最初にお礼を申し上げたいことは、先生方の御協力、御支援、また政府御当局の適切な施策によりまして編み立て設備の共同廃棄は全体の約二〇%、昨年の末までに単年度の事業として終了いたしました。本当にありがとうございます。それから次に、ただいま御審議中の構改法案でございませうが、ぜひ原案どおり成立させたい。また、よろしくお願い申し上げます。

五十四年六月から五カ年間の延長、産元、親機とともに親ニッターも構革の主体に追加する、制度要件の緩和及び運用の弾力化、助成の充実強化、制度に関する産地組合等あるいは連合会等の参画、さらに小規模事業に対する配慮、いずれも私どもが構改改善の柱として希望している点でございます。

次に、構革の基盤づくりについて申し上げますけれども、編み立て設備の共同廃棄によりまして、国内業者によるところの国内向けの生産の需給関係は改善されつつあります。

しかしながら、先ほど各参考人からお話がありました輸入問題につきましては、私どもの業界、輸入の増勢というのが依然として衰えず、先行きを懸念しております。

参考までにちよつと数字を申し上げますけれども、ニット外衣——シャツとかセーター類でございますけれども、昨年は数量でもって三九%伸びております。その中で特定のニットアウトシャツのごときは一年間で六〇%もふえております。それからニットの肌着で四三%。それで、過去の三月月——十二、一、二というベースで見ますと、依然としてニット外衣でもって五〇%、肌着で六六%というふうな、まさに集中豪雨的な増勢を示しているわけでございます。

この輸入品の国内供給量に対するシェアでございますが、輸入比率でございますけれども、ニット外衣におきましては、昨年に二七%ぐらい、過

去三カ月においてはすでに三〇%を超えているんじゃないかというふうに私も推測しているわけでございますが、秩序ある輸入の確保を望んでやまないわけでございます。

結局、この暴走輸入というものは、被害を受けるのは生産者、同時に国内の流通段階の方々も、輸入業者自身も、これは結果においてけがするわけでございますし、海外の生産者も傷つくわけでございますので、何とか良識をもって秩序ある輸入というものができないかというのを常々望んでいられるわけでございますが、繊維製品の輸入の取り扱いは、聞くところによりますと、千七百社くらいあるそうでございますが、そうしてその中でニット外衣の輸入業者だけでも二百数十社ある。このような多数の人に対して果たして適切なウオッチあるいは指導というものができるかということがございませうけれども、トップの二十五社くらいであったならば、かなりのシェアというものを占めると思えますので、行政当局の適切な処理を期待するわけでございます。

それから、円高下の輸出という点でございますけれども、これは非常に響いてまいります。私どもの業界では、ニット生地でもって数量ベース、昨年三〇%、製品で二四%、ことしになりましてからはすでに三〇ないし四〇%昨年より減ってきている。もろに円高というものが中小企業の製造段階、軽工業に響いているということが言えると思えます。

さて、その次に構革の基盤でございませうところの生産流通の協同的発展、これは非常に大事な点でございます。今後バイの成長に限りのある低成長時代、そうなりますと、当然バイの分配というものに関心が寄せられてくるわけでございます。取引の近代化と合理的取引慣行の確立が非常に大事になってまいります。私どものニットの業界は、この生産段階とそれから流通段階が完全に分離しております。生産者が自分で原料を買って製品をつくる、それを問屋さんに売る、この問屋さんは仕入れ問屋と、こういう形でやっております。

でございます。こういう中において今後垂直的にお互いに取り組んでいって共存共栄を図るためにまさに商工一体となつて、グループ全体として総合力を発揮して、そうして高い付加価値を追求する。もちろん、グループとグループとは非常に激烈な競争になりますけれども、その中において、グループ内においてはそれぞれの果たしている社会的な機能と責任に応じて、付加価値を適正に配分されるようにしなければならぬ。取引面の優越というような立場を利用し、弱者の利益を算奪する流通業界の強者の取引姿勢——先ほど各参考人から御意見の陳述がございましたけれども、私どもは公取委員会の敢然たる態度とその処置を高く評価するものでございます。自由経済の活力というのは非常に重要でございますけれども、自由経済というものの秩序もまた欠くべからざるものでありたいというふうに考えるわけでございます。

次に、アパレル産業の振興に関連して留意すべき点を述べさせていただきます。日本のアパレル産業というのは、わが国独自の産業、経済、社会、地域、こういうものの特性を顧慮しながら、欧米の合理的体制と慣行の長所も取り入れて、そうして日本独自のものをつくっていかなくてはならぬと思っております。日本には、ではこの長い歴史の中において、製造と販売、あるいは工業資本と商業資本の分離という問題は現にあるわけでございます。急速にこれを直すということもなかなかむずかしいと思えます。

それからもう一つ、季節の移り変わりというものがアパレル産業あるいは繊維全般にも非常に影響を与えてまいります。シーズンとオフシーズンがある。それで、その繁閑の差というのがあつまして、この持続安定生産というものがむずかしくなる。生産性の発揮がむずかしくなると、これは商業の方に有利なわけでございますけれども、この中においていかにして流通も生産もともに繁栄していかなくちゃならないか、これが今後のアパレル産業の課題でございます。

それに関連いたしましたして、雇用面においては、生産段階は、流通段階に一人といつたしますと、まず三人とか四人とか人をよけいに抱えるわけでございます。当然つくるといふことは売るといふことより手間がかかるわけでございますから。これは別の考え方でいきますと、それだけの大きな雇用力を持つて非常に大事な分野であるというところでございます。ですから、先ほど各参考人からお話ございましたけれども、生産部門が適切な付加価値というものを確保して、それで健全な経営を行うということは、結果的ににおいては共通の利益につながるものでありますし、商工一体の繁栄になってくるわけでございます。

それから、私どもは、アパレルの生産段階でございますけれども、アパレルの発展のためには、素材分野、テキスタイル分野の企画開発能力、加工技術等の進歩向上に大きく期待するものがあります。

それから、この自由主義経済みんなそれなりのリスクにチャレンジしていることがございます。それで、流通段階の商品リスクというものをしばしば言われますけれども、生産段階も機械設備というものが、これに相当な投資をして、従業員を確保させなくちゃならない、いろいろのこういう生産面のリスクというものもあるわけでございます。しかも消費者のニーズやウォンツの変化、需要動向の移り変わりというふうなことで大きな打撃を受けることがありますので、生産者の段階においても流通と同じように大きな企業経営のリスクがあるということを考えて、いろいろの施策あるいはアパレル産業の振興を図っていかなくちゃならないと思つております。

それから、実需に見合ったアパレルビジネスというものを何とか確立しなくてはならないと思つております。オーバーストックの問題と絡めまして、現在のファッションビジネスというものは余りにもロス発生型、その傾向が強過ぎると思つております。言わば、商品率的中率が悪過ぎる、これを何とか

直していかねばならない。そういう点に関連いたしまして、まあアパレルの生産流通段階の統計というものが全く私には不備だと思います。まあもちろん生産段階では統計があるわけですが、けれども、流通段階の統計は大したものがないように感じます。アメリカでは、センサスといまして——国勢調査でございまして、二年目ぐらいごとに政府ベースでもってその調査をしております。もちろん、これは業界の協力も必要になってまいりますけれど、今後長い視野で見たいときに、資源エネルギーの浪費を防ぐというようなことも考えて、ぜひセンサスというものをやっているにしたい。もちろん、これは管理経済に今後移行するというような、そういう布石であつてはならないわけですが、物事を論議するときに、単に定性的——性質だけを論議するんじゃなくて、定量的——量的に詰めていかなければならぬような段階にきているのではないかと、資源小国の日本においてそう感ずるわけでございます。

それから、アパレルの振興というものの、それからその中で新しい需要を開拓するという点、これは重要でございますが、それはまた新しいライフスタイルというものを生まなければならぬ。ですから、そういう点においては、ときには脱アパレルの柔軟な発想というものが逆にアパレル全体の発展をもたらすというようなことも必要ではないかと思つてございます。

次に、人材の育成の問題でございましてけれど、今度の人材育成は既存の人材、まあ中堅幹部——経営者でも結構でございます、を対象として専門的な知識や技術を高めていくわけでございますが、同時に今後国際競争を考えたときに、そのような中堅幹部あるいは経営者が絶えず自分の能力の向上に努力する、リスクに挑戦する勇氣と意欲も持たなくちゃならない、弱者に対しても思いやりがある、人間性豊かな、こういうような人材を育てることが非常に大事じゃないかと思つて、ただ、これに関連いたしまして、いまアパ

レルの第一線が求めているところの情報というものは、あるいはノーハウというものは、それはもう企業秘密に属するレベルのものではないかと思つて、もちろん、企業秘密というものは、一年一年どんどん進歩するわけでございますけれど、こういうノーハウを出していただく企業あるいはそれを教える先生の方、アメリカのFITにおきましては、業界の経験者が先生をやっているわけでございます、教授をやっているわけでございますが、しかしそういうような方は、人材は日本ではアパレルの第一線で活躍しておられる、その企業では欠くべからざる人だ、そういう人たちは何とかアパレル産業の発展のために出てきていただかなければならぬわけですが、これにはその企業の経営者の考え方というものが非常に大事になると思うのでございまして、このようにノーハウの公開、人材派遣というような企業に対しては、ひとつ先生方におかれましてはまた政府におかれまして、何かそういう方たちが出やすいようなシステムあるいはほう賞というようなことを何かお考えになっていただきたいと思つてございます。

それから、この人材育成でございましてけれど、最終的にはアパレルの発展というものも人間としての教養を高める、文化を理解する、個性を磨く、想像力を高くつと、こういうような基本的なところがアパレル全体を進歩させる推進力じゃないかと思つて、言わなければ、アパレル産業は、ある意味においては文化産業ということも言えるわけでございます。

それから、終わりに申し上げたいことがございまして、この零細業者というものはすべて弱者という見方もございまして、零細業者の中には借金もなく、マイペースでもってやっている頼もしい人もあるわけでございます。ただ小さいというだけでございまして、しかしその反面に、戦後三十数年、経営者も従業員も、非常にだんだんと老齢化してまいります。中には後継者難の方もいらっしゃると思います。またアパレルビジネスの急速な

変化というものに追いつけない人たちもいらっしゃると思います。それに対して輸入がどうなってくるか、なかなか予断は許されなれないと思つて、ですから、私は輸入情勢のいかんによつては事業所閉鎖を前提とする転業対策というように、何が必要になってくる場合も出てくると思つて、十分先を考えて御研究していただきたいというわけでございます。

以上、いろいろと申し述べましたけれども、ニットの生産業界は自主自立を基本とする自由な経済体制下における活力と、公正な競争場裏における優勝劣敗と、市場経済を左右する需給の大則、みんなよくわかつております。今回の法律改正の指針とも言うべき新しい繊維産業のあり方の提言の中の消費者指向のアパレル路線、これがための垂直的連係の重要性、ニット生産——企業としての主体性の確立、十分理解しております。すでに一部の有力企業におきましては、自助努力によりまして、有力アパレル卸商との間に垂直的連係を進めて、着々と成果を挙げているというようなことも御披露できるわけでございます。

いろいろと繊維産業あるいはアパレル産業の振興発展のために、先生方の御指導と御配慮をいただいております。先生方の御指導と御配慮をいたしてお願ひ申し上げます。どうもありがとうございます。

○委員長(福岡日出彦君) ありがとうございます。以上で各参考人の意見の開陳は終了いたしました。これより参考人に対する質疑を行います。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○森下昭司君 大変御苦勞までございまして、いま各参考人の皆さんの御意見を承つたのであります。きょうは御出席の参考人の方々で共通いたしました問題が一つございまして、それは、異口同音、表現は違いますが、言うな

らば、輸入問題に対する対策を強化してもらいたいということについては、皆さんの御意見が一致いたしておるといふふうには私は理解をいたしておるわけでありまして、ただ、近藤参考人は、対話と協調ということを前提にして、秩序ある輸入と。同じように、浅井、藤原、伊藤各参考人も同様の趣旨であります。ただ、池田参考人は、EC、アメリカ等の輸入実態等を踏まえて、ある程度五ないし六％程度の前年比増でとどめるべきではないかという具体的な御提案がございました。宇佐美参考人は、さらに国際繊維の取り決め、つまりガットのもとにおける二国間協定を前提といたしまして、国が強い姿勢をとってみたいらうと。より積極的な私は御意見ではないかと思つております。そういう点で、ひとつ最初に近藤参考人にお伺いをいたしますが、対話と協調で秩序ある輸入というものを今後確保していく見通しは、おありになるのかどうか。また、業界全体として、できれば繊維業界全体として、そういうことは望ましいと考へているというふうにお考えになつておられるのか。その点について、もう一度御確認をいただきたいと思います。

○参考人(近藤勲太郎君) お答えいたします。ただいま先生からの御指摘がございました。おりに、私はここもう数年間、各国を回りました。理解と協力を求めるために、わが国の実情、また各国の実情もお聞きするとともに、いろいろ話し合いをいたしてまいりましたのでございます。したがって、業界が強く要望いたしております輸入規制等の問題に対しましては、現在わが国の置かれておる状況等も踏まえて、何とかして自主規制をでき得れば輸出国からやっていただけならば、御承知のとおり、ワンダラー・ブラウスがアメリカに、当時の日本の国力から言えれば、大変な大きな数字が出た。四百万ダース、枚数にすれば四千八百万枚をアメリカに輸出したんですね。そこで、アメリカの業界並びに政府から、わが国において自主規制を何とかしてくれと、こういうよ

うなことでございましたので、実態調査をした結果、大変な数字が出ておるといふことで、業界と政府とが相談いたしました。自主規制に踏み切つて、たしか二百五十万ダースに私どもは自主規制をやつた経験がございます。したがって、私どももいたしましては、輸出側においても、先ほど申し上げましたとおりに、日本の景気のいいときには、ばつと日本から注文をする、少し景気が悪くなれば、だんと注文を減らすというふうなことを繰り返しておると、どうもお互いが損をするので、どうかこの点に対しても十二分に配慮の上で、秩序ある貿易に専念してくれと、かように申し上げて努力してまいつたのでございますけれども、何さまやはり、各国にはそれぞれの法律もございまして、日本にも法律がございまして、これ以上の、業界同士の話しで、輸入の規制等はどうとうてい及びもつかぬと。したがって、私は織維二国間協定、すなわちMFAに基づいて直ちに発動するということとは、私は個人としては申し上げておりません。何とくでも発動し得る体制をいまから整えていただくということ、これが一番肝要ではなからうかと思つたのでございます。

しかも、中国問題にも触れましたけれども、ネコもしゃくしも中国、中国と、こういまして、どんでんやつておられる。長期的に見てみたならば、これはもう日中の友好に必ずしも私はつながらない。将来大きな禍根を残すおそれもありますから、やはりこれも対話と協調を進めていきたいと思います。段階的に輸入をふやすように何とか御配慮していただきたいというのが私のお願いでございます。

○森下昭司君 伊藤参考人にも私はお伺いしたいのであります。先ほどやはり秩序ある輸入を強調されて、ニット関係だけでも二百数十社の輸入商社があると。大手の二十五社ぐらいを強力な行政指導をすれば、何とか秩序ある輸入の目鼻がつくのではないかと。御意見がございましたが、この場合もやはり、いま近藤参考人が後段

で述べになりましたように、業者間の要するに自主的な話し合いということでは、なかなか秩序ある輸入は期待することができ得ない。でき得れば、やはり政府自身が表面に立って、相手の輸出に對して、自主的な話し合いをしてもらいたいという期待があるかどうか。その点をちょっとお尋ねいたします。

○参考人(伊藤忠夫君) お答えいたします。私も輸入組合と絶えず話をいたしておりますけれども、その輸入の当事者自身も、また一つの自分の仕事に対する価値観と申しますか、外貨がこれだけたまっていく段階において、外国から消費者の需要に見合うものを持つてくるのだと。それが安くてよければいいじゃないか、こういう主張、それが自由経済じゃないか。言うなれば、商売だからというセリフが一番先に出てくるわけでございます。それに対して、国全体として見た段階におけるところの雇用の確保の重要性というふうなことに對しては、それは関心をお持ちになりません。優勝劣敗という物の考え方をすれば、でございます。そこに力の理念というのが働いてございまして、しかしながら、過去四十八年から四十九年に輸入業者も、例の大輸入によってやけどを受けているのですけれども、そのやけどを受けた方が、すでにもう担当者がかわつてしまつて、また新しい方がやつていまして、さらに、流通の末端の大手のストア等も直接、輸入をやつていまして、こういう段階になりましたときに、価値観の対立で、なかなか業者同士では話がつかない。

それからもう一つ、私も韓国と台湾と五十年來継続して対話をやつております。そのときに、向こうの方が言われるのは、われわれの理念はよくわかるわけでございますが、あちらが輸出立国という大きな政府の至上命令があつて、自分たちの意見というものは、もうそこで、ただ政府に従うだけだということになつてきておりました。何を言つても答えは、それは日本から注文が来て、信用状をくれるんだらば、出すのは当然じゃないだろうか。ましてインバランス、貿易じ

りのインバランスというのが、あらゆる話のまくら言葉になつて出てまいりまして、非常に話し合いがしにくいというのでございます。もちろんMFAが発動できれば、それは一番いいわけでございますけれども、広い意味の日本の経済、貿易ということを考えたときに、私も今度、参考人の御意見のように、発動はできぬにしても、発動し得る基盤づくりというものは必要ではないかと、こう考えるわけでございます。終わります。

○森下昭司君 それから、各参考人でさらに強調されましたのは、お互いに自助努力ということ盛んにお使いになつたわけでありまして、それで、綿スフ織物工業組合関係は、どちらかと申し上げますと、非常に好況の波にすぐ直接的な影響を受け、かついままでは不況的な要素が多分にあつたわけでありまして。ただ御指摘がございまして、自主的な努力で六百億円に相当するビルド化を図つた。需給ギャップを埋めて、現在は比較的好況のもとにある。しかし、設備近代化を促進をいたしましたために、どちらかというところ、生産増強の面だけが強調されて、知識集約化と申しますか、商品開発と申しますか、そういう点に對しての努力を怠つた点があるのではないかと。この反省を込めて、先ほどお話があつたわけでありまして。

そこで、今後の問題であります。今回のこの改正案が仮に原案どおり決定をいたしましたという前提でお尋ねをいたしておきますが、これによりまして、綿スフ織物工業が、たとえば自助努力をして商品の開発とか能力開発とか、いろんな点で御努力をなさるのでございますが、私自身もいたしましては、先ほど申し上げたように、非常に好況の波を直接に受ける可能性の強い工業でございますが、今後の綿スフ織物工業の見通しと申しますか、どんなふうにお考えになつておられるのか、その点ちょっとお尋ねいたします。

○参考人(藤原一郎君) お答えいたします。ただいまの御質問でございますけれども、確かに

におつしやるのと非常に好況の激しい業界でございますから、自助努力をやるという、自助努力は前面に掲げておりましたも、なかなか自助努力にいくまでいろいろな問題が山積して、なかなかそこへいかないというふうなことでございまして、前回の構想は、ただいま申し上げましたように取り組みにくかつた。取り組みにくかつたというところは、そういう点で開発がおくれた、あるいは技術開発がおくれた、情報開発がおくれたというところでございまして、今回は産元等が入つてまいりまして、そういう面の産元の機能といたしまして、大體その産地におけるそういうことを担当した、大體その産地を持つた機能でございますから、その機能がそれぞれの産地の中で産地に適合した一つの行き方というものに合つてまいりまして、開発といふものか、技術といふものか、商品開発といふものか、そういうような面ではスムーズにいくなじまないか。そういう面ではある程度今後この問題に取り組みやすい。したがって、現行のものを通していただくことにおいて取り組みやすいんじゃないか。これはもう審議の過程におきましても、いろいろな言われておりますので、今度は真剣に取り組みたいということを考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思つております。

○森下昭司君 そこで、宇佐美参考人に私からの質問の最後にちょっとお尋ねいたしておきますが、先ほど意見の中で、「紡績業も順調に進行している。」と書いてございまして、きのう、何か部会かどこかで綿紡績の設備廃棄について決定がなされたといういまお話がございましたが、私、実は先週の委員会で通産省に對して、綿紡績業界というものは、いままで非常に足並みのそろわなかつた業界だといふ定評があるというふうなことを実は申し上げたわけでありまして、その中で、たとえば過去何回か不況カルテルが実施されたけれども、日清紡績は参加をしなかつたとか、今回の構造改善の一部改正が通つて、さらには申し上げたような審議会等が決まつた、設備廃棄等

が決まりました。私の方の中京地区の近藤とかが都築紡というのはその設備廃棄に参加をしませんよ、協力しませんよというような態度を表明しておる、こういうことは業界全体の構造改善に対する一体化した体制はとれてないという証左ではないか。また、こういったままの状態を拒否するところは拒否し、そしていわゆる実施するところはある。なぜ、不況構造改善等の通産大臣の指示カルテルを実施しないのだというように通産省に、私お尋ねしたことがあるんでありますが、業界の足並みがそろわないという——抽象的な表現でますのでございますけれども、そういった実態を踏まえて、そういった処置をとらざるを得なかったんではないだろうかと推察をいたしております。これを組合という立場でござらんになった場合に、こういったことが果たして妥当性があるのかどうか、その点ちょっと意見があればお聞かせ願いたいと思います。

○参考人(宇佐美忠信君) 私ども組合の立場からいたしますと、労働組合はしっかり団結する、そしてまた業界はこの際やっぱりしっかり連帯をして、そしてその力を合わせて、業界全体の安定発展を期すということが大変大事じゃないか、そういう点ではなかなかふぞろいの面がこのところ続いているわけでして、御指摘の企業につきましては、前者の場合には、たとえば労働条件の取り決めも集団交渉を私どもやっているので、その一社だけは集団交渉にも加わらないというところで、これは企業の信念として買ってきているわけなのですが、できる限り私どもも組合の立場から業界結束を促すように努力はしていきたいと思っております。

○大森昭君 どうもきょうは御苦勞さまで。いろいろお話、聞いていますと、生産、流通、販売、また大企業、中小企業、大変な業界ですから、その意味では池田参考人、宇佐美参考人、大變御苦勞いただいていると思いますが、ちょっといまの話と関連いたしましたして、個々ばらばらに

いずれにしても法律で対応すると言ってもなかなかそう簡単にいくものじゃありませんので、それぞれ政府に対して、自治体に対してという、ここに挙げられておりますが、とりわけ業界、企業に対して「厳しい現実を直視し」という意味合いのことが言われておりますが、政策全般といいますが、経営参加といいますが、いずれにしてもそこに働く人たちの立場で業界にそういう意見の反映をする場というものがいま確立されているのかどうか、お伺いしたいと思っておりますけれども、宇佐美参考人。

○参考人(宇佐美忠信君) 御指摘の点につきましては、私も、たとえばセン同盟と繊維の業界団体との間には、相当以前、昭和三十一年から日本繊維産業会議といえます労働会議を設立いたしましたして、そこで、産業の当面しております問題について、双方理解を深め合うということ、あるいはまた組合の意見をそこで反映するというような仕組みは一応できてはいるわけです。これは何も繊維産業会議だけじゃないに、業種ごとに労働使懇談会等も設立しているわけでありまして、企業も、何せ御指摘のとおり、大変業種の多い、企業数の多いところでございますから、組織率も業種によりましては、いまだ三〇%にも及ばない、ですから業界全体という段になりますと、この点はきわめて不十分ということが言えると思っております。なお、企業レベルでは、それぞれ労働協議制等をもってやっておりますが、産業全体は、いま申し上げましたような状況です。

○中尾辰義君 大変きょうは御苦勞さまでございます。
〔委員長退席、理事大森昭君着席〕
現在のこの構改法によりまして、今日まで五年間、知識集約化ということを目標にして構改法が実施されてきたわけですが、その進捗状況は、ただいま承わったように余りぱつとしない。数字的には計画の承認件数は五十六件となっておりまして、これは各業界ごとには数字的にどうなっておりますか。それをまず最初に伺いたいと思

すが、各自ひとつ自分の業界の方を述べていただきたい。まず衣料縫製の方から。
○参考人(近藤駒太郎君) お答えいたします。私、先ほど申し上げましたとおり、四十七、八年のあの構造改善の委員も努めまして、当時答申いたしました一人でございますけれども、当時問題になりましたのは、やはり過剰設備三〇%、そして流通問題が非常に複雑であるということが、当時一年間にわたる論議も呼んだんでございまして、残念ながら当時の状況といたしましては、当時の言い方は転業ですね。転業というのを申し上げておつたんですけれども、現在においてはいまも転業というものはきかないんですね。したがって、なぜこういうぐあいに五十六件しかうんでございませぬが……

○中尾辰義君 いや、あなたの衣料縫製の業界で何件できたか。
○参考人(近藤駒太郎君) 私の方ははつきりした数字を持ってませんが……
○中尾辰義君 この五十六件の内訳を聞きたいんです、私は。
○参考人(近藤駒太郎君) この衣料縫製関係では十六件でございます。
○中尾辰義君 十六、はい、結構です。それじゃ次に、絹人織の方は。
○参考人(浅井長一郎君) お答えいたします。一件でございます。
○中尾辰義君 これも少ないな。
○参考人(藤原一郎君) お答えいたします。産地組合、われわれ組合単位では二件でございます。関連した、アパレルとの関連で四件でございますので、六件でございます。
○参考人(伊藤忠夫君) 主体及び関連入れまして十件でございます。
○中尾辰義君 五十六件にならぬね。五十六件にならぬけれども、まあいいや。
それでね、ちょっと私は厳しいことを聞きますけれども、いま参考人の皆さんにお伺いしたように

に、構改の事業が進まなかった理由として、オイルショック以後の円高不況の問題があったし、あるいはグループ結合の条件が非常に厳しく薄かったとか厳しかったとか、産地組合の指導、活用がなされてなかったとか、対人関係がむずかかったとか、そういうことを挙げられた、それはよくわかるんですがね。わかるんですが、これは「構造改善のあり方」、これは繊維工業審議会の答申ですね、これを読みますと、かなり厳しく書いてあるんです。毎々言ったような理由もあるけれども、「同時に、業界の現状認識の甘さ、発想の転換の遅れからくる意欲の欠如を指摘せざるを得ない。」、相当これは厳しいですね。さらに、「願わくは、これまで繊維産業に対しては特別な施策が講じられてきたにもかかわらず、必ずしも十分構造改善を推進し得ていないといえぬのが現状である。繊維業界及び繊維事業者はこの点を謙虚に反省するとともに、このような対応を今後繰り返していくことは国民の理解を得難くなっていることを十分肝に銘ずべきである。」、こういうことなんです。これに対して、各業界からの一遍感想をちょっとお伺いしたいんです。簡単にいいです。

○参考人(近藤駒太郎君) 先生の御質問に対しまして、私はいろいろ反省いたしておるところもあつて、私は率直に申し上げまして、しかし、一等问题になつておりますのは、私どもは、あるいは手前勝手な言い分かとおっしゃるかも知れませんが、当私私申し上げたことは、実施要領ですね、法律を通していただいた昨において、通産省から出ます実施要領が一年おくれたというところでございます。その実施要領に対しまして私も参画いたしました、非常に役所の方からお聞き願つた次第でございますけれども、当時の状況といたしましては、インサイダー及びアウトサイダーがございまして、インサイダーに対してはできる限りのことをやりますけれども、アウトサイダーの問題も含めてこれを解決せざるを得ないという状況でございます。この実施要領が非常にむずかしいというか、厳しかったですね。

したが、実施要領の厳しいということは当然でございますけれども、私は、あるいは自分勝手なことを申し上げて恐縮でございますけれども、前回の法律の問題に對しましては各種、本日御出席いただいておりますそれぞれの参考人の方々も同じような立場に置かれておられるのではなからうかと思つておられます、それぞれの業界に工業組合または協同組合というものがございす。それを全部骨抜きにされたということ、業界の実態は工業組合が全部掌握をいたしておるのでございすので、地方庁で審議されるときには必ず業界に諮問をされて、業界から意見を聴取されたら、もう少し私は進捗したのではなからうかという考えを持っております。二人でございます。したが、いまして、今度の法案に對しては、どうかぜひともお通し願ひして、そしてわれわれの過去の悪かつたところも深く反省するとともに、これはやはり前向きに本當に真剣に取り組んでいかなければ業界が壊滅に瀕するという感慨を深く感じておる一人でございます。

○中尾辰義君 ほかにもう一人ぐらい、浅井さん。○参考人(浅井長一郎君) それではお答えいたします。いま近藤参考人がおっしゃられたとおりに工業組合の指導権、協同組合の指導等というものは全くなかつたわけでございます。そういうPRという線においても非常に欠けて、異業種の結合という点においての指導その他が非常に薄かつたわけでございます。そういう関係でこのたびのそういう改正案によつて、そういう指導、助言、そういう問題も取り上げていただけるようなシステムになつておるかと思ひますので、今後はそういう意味合いにおいて十分活用させていただきます。かように思つております。

○中尾辰義君 それでは、今度の構改法案に對しては皆さん全部御賛成のようでございますが、この法案が成立しましたら今後は相当進捗が、進む可能性があらうと私は思ふんですが、その点はいかがでしようか。今度はちよつといけるならい

けるとか、その見通しをすね、そう毎回一回——政府は相当金もこれを使つておるわけですよ、業界には申しわけないけれども、それは皆国民の税金でもありすし、そういうことで今度の改正法案に對して進捗はどういう見通しなのか、これはむずかしい問題ですけれども、せつかくおいてはなつたんですからこういう質問も聞きませんと申しわけないと思ふんですよ。藤原さんです。

○参考人(藤原一郎君) お答えいたします。ただいま反省も含めて両参考人から御意見が出ました。私もずっと審議の過程一緒にいたつたわけでございますから、その審議の過程でいま御指摘のありましたようなことをずっとそれぞれの傘下各組合に流していったわけでございます。したが、いまして、今度の新しいでございすこの構造改善につきては、六月実施されるのと同時に直ちに取組むような姿勢で臨むように各組合に十分話をいたしておりますので、これまでのようなことのない、御期待に沿える状態にいけるということだけは確信いたしております。

「理事大森昭君退席、委員長着席」○中尾辰義君 それでは、絹人織のことで浅井参考人にお伺ひいたします。一つは、さつき保税工場がけしからぬと、そういうことでお話ございました。これは先々週の商工委員会におきましても、私が通産大臣にも質問をいたしまして、保税工場は、外国に税金のかからぬものを織物を織つて輸出をして、さらにそれを輸入をして日本の業界が圧迫されている。さらには、また日本では織機をどんどん壊しておるんですね。廃棄処分をしておりながら、外国には商社等が新鋭機の織機をどんどん据えて、それを輸入しているのはけしからぬじゃないかということとで質問したんですが、そのときの通産大臣は、これは明らかに脱法行為である。今後厳重に取り締まると、こういう御答弁がありました。それで今後も監視をしていきたいと思つておるわけ

です。それともう一つは、生糸の一元化です、蚕糸

事業団による生糸の一元化、これは今日まで再三にわたつて問題化されておるわけですが、これもまた非常に生糸の生産者と片方は織る方ですからむずかしいんですけれども、浅井参考人としてこの生糸の一元化につきましてどういうように改正をしたらいいか、これは全く自由にするばそれは申し分ないでしようけれども、それじゃまた生糸のつくる方は言い分があるでしようが、その辺が非常に政治的にむずかしいところだろつと思ひますがね。この点に對しての御意見、具体的にひとつ、まあそこに政府側も聞いておりますから。

○参考人(浅井長一郎君) お答えいたします。いまの保税問題でございますが、これは当然、従来は和装じゃなくして洋装ということで輸出されておつたのが現状でございます。価格の差が三倍ぐらいの差があるということになると、どうしてもそこに目をつけられる業者、あるいは輸入商社、そういう関係の人たちが介在されるわけでございます。そういうことで、極力こういつた問題については、われわれ業界においても相互監査、こういつたことによつて、もしも和装関係において逆輸入できるような商品を生産しておるんじゃないかというふうなことについては厳重に業界自体においても処理していきたい。そのかわり、やはり政府においても、こういつた輸入業者その他においては厳重にひとつ指導、監督をやつていただきたい。かように、保税の関係についてはそういうふうにいわれわれとして思つておる次第でございます。

それから、生糸一元化の問題でございますが、本當に四十七年、八年の狂乱物価、または異常的な高度成長のときには、何分にも世界の生糸八十万俵生産される中で、わずか一億ぐらいの国民が半分強を占めるというふうな、非常に膨大な消費の国でございますし、特に民族衣装という問題を抱えておる関係上から考えても、これは各国が目をつけるのが当然でございます。そういうことで、自由に入つてきた糸が一元化によつて燃糸に変わ

り、燃糸が質管令によつて世界各国に広められた関係上、付加価値の高い織物に順次変わつてきておるのが現実でございます。こういう意味においては、まあとりあえずいまこの一元化を解けつて、問題になれば大変な問題でございます。まず、農林物産——第一次物産でございます。関係上、なかなかそういうことは解けられないというのが現状でございます。かつて五十一年、われわれがその当時お願いした問題として、お互いに通産省でも企画をさせていただいた問題は課徴金制度という問題で、一たん入つてくるものをひとつ水際において課徴金によつて養蚕業者に補てんをしたらどうかというふうな案まで、通産当局で出たわけでございますが、それが得ず取り消されたわけでございます。まあ、いまでもそういう課徴金、そういう制度をまずできれば非常に幸いとわれわれは思つておるわけでございます。

○安武洋子君 きょうは、お忙しいところおいでくださいましてありがとうございます。共産党の安武でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。私、まず最初に、藤原参考人と浅井参考人にお伺ひさせていただきます。繊維の産地の問題でございます。繊維の業界につきましては、先ほど各参考人の方から、輸入の増大とか長期の不況とか内需の停滞、円高などで深刻な状態にさらされているというふうなお話ございました。また、下請も親企業の難引きとか、不当な返品に泣かされているというふうな実情もお話されました。不合理な取引慣行がやはりそのまます正さねないでやられていて、しかも手を変え品を変えやられていて、もうふうな話もございました。まあ、工賃も低いし、労働条件も決してよくないというふうな問題がございます。

こういう問題につきまして御意見がございましたらお聞かせをいたしたいんですが、私はいま何よりも産地全体の繁栄を願つてまいらなければならぬというふうな思つております。全国各地

に産地をお抱えのお二人でございますので、繊維産地全体の振興策策について一定の御意見をお持ちだろうと思つて、いま問題になっております構造改善事業も含めて、どのようなことがやはりこの産地全体を繁榮さしていく上で問題になっていくのかというふうなことを伺いたしとうございませう、また、政府にどのような要望をお持ちかということ、まあ産地全体を繁榮さすという観点でお伺いたしとうございませう、ひとつどうぞよろしくお願ひいたします。

○参考人(藤原一郎君) お答えいたします。

ただいま御質問のございました産地全体の問題でございますけれども、御承知のように播州産地につきましては一応参考までにその状態をお話し申し上げ、大体それに似たような状態でございますので、ひとつ御参考にしていただきたいと思います、御承知のように、安武先生の地元でございますが、播州産地というのは先染めの産地でございます、約八〇％は輸出をしておるといふような典型的な先染め産地でございます、これは産元と、それから機屋と、それから染色と加工という、四つの部門が相寄りまして振興会をつくりまして、それぞれの対策を講じておる、そこでは、振興会ですべての問題を討議するということにいたしました、一応すべての問題はその振興会の中で討議しながら進めていく、したがって、産元はそのいわゆる播州産地における販売、それから営業の機能を持ったものが産元でございます、機屋は織ることでございますけれども、この機屋も現在では、もちろん大きな機屋もございませうけれども、大体零細化してまいりまして、大体千五百軒ほどの機屋で二万四千台でございます、から、大体十六台が平均というふうな小さいものでございませうから、一軒の機屋ですべてのもの製品をつくり出すことはできない、したがって、三社とか四社とかが共同いたしました、産元の指導で品物を納めておるといふようなことが実情でございます、それから、染色は御承知のように十九軒ございまして、それは染色を専門にすべて

のものの染めをやつておる、それから、加工は七軒ございまして、その加工をやつておる、一枚の指図が入つてまいります、いわゆる期限の来たときにきちつと神戸の港なり大阪の港へ着くというのが播州産地の特色でございます、そういうふうなことをやりながら、その先染めの特殊性を生かしながらそういうことでやつておるの、いわゆる播州産地でございます、わかれれば全国に綿工連は六十三産地持っております、それで、織機にいたしまして約三十三万台、機屋にいたしまして一万七千軒というのが大体の綿工連の組織でございます、まあ播州産地を例にいま申し上げましたけれども、そういうような産地が遠州にございませう、天龍社にございませう、その他の産地といたしましては大体生地産地でございます、御承知のようにいまいろいろの問題を抱えたり、生地の産地でございますけれども、大体似たり寄つたりのような状態でやつておるの、いまの姿であるうと。

したがって、政府に対する要望というものは、まあ何か申し上げますと繊維は甘えておるといふんで、じきにしかかれるんで、すけれども、もちろん自助努力は十分せなければならぬと思つて、すけれども、いま申し上げましたような、たとえば構造改善事業のようなものでも早くひとつ成立さしていただいて、その特典が与えられるようなことをお願ひ申し上げたい、以上でございます。

○参考人(浅井長一郎君) お答えいたします。御承知のとおりに絹人織業界は全国に産地が二十九産地ございまして、まあ大別して絹織物と何と云つても合織関係、合織関係は何と云つてもやっぱり北陸産地のような量産品、まあ輸出志向型と申すか、そういう産地と、それから先染め、こういう関係産地のように内地志向型という産地がございませう、それから絹関係でございます、どうしても国内関係が非常に圧倒的に多いわけな、やはり絹関係から申しますと、何と云つても国内の民族産業を生産しておる関係上、需要促進という意味で少しでも和装になじんでいた

く、こういう日本の特殊事情をまず勘案した着つけ教室とか、こういったあらゆる学校を通じての問題、こういった問題における消費拡大、そういうようなことをまず産地全体が考えると同時に、やはり高級化、多様化という意味においての商品開発ということもまず前提に置かないと、なかなか産地全体が沈滞していくというふうな傾向が見られるわけでございます。

それから合織の分野で、まず輸出の北陸産地を主体にしたようなところから考えれば、やはりまだ輸出依存度が多いわけでございます、そういう意味において、やっぱり一歩一歩前進して近隣諸国以上の商品開発、こういったものによつて世界の素材産業としてやはり生き残つていかなければならない産地じゃなからうかと、こういうような感じを受けておるもので、そういう指導方法についての産地別の考え方を持っておるわけでございますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○安武洋子君 重ねてお二人の参考人にお伺いたしとうございませう。現在の構造改善事業が所期の構想どおり進まなかつたというお話は各参考人から出ておりますが、これは委員会の中でも討議されたところでございませう、その上に立ちまして、今度産元とか親機、これを入れたグループも構造改善事業がございませう、これになつたわけでございますけれども、どのような点を産元、親機に御期待なさるのでございませうか。

それから、私先ほどの委員会の中で大商社とか大手メーカーが産地をまる抱えにして、いいときはよろしゅうございませうが、不況になつたときは産地にし寄せを持ってくるのではなからうかと、この危惧をここで提出したわけでございます、まあ産地によりまして産元との関係とかかわり合いかいり合いか、いろいろなかかわり合ひございませうから一概に言えないと思つて、すけれども、産地組合として産元などにどのような要望を持っておられるか、大手メーカーなどに対して私が危惧いたしましたようなことについて、どうい

うふうにお考えでございますか。何か政府にでもこういう点で要望なさるといふふうなこともお持ちじやございませうでしょうか。そのあたりをお聞かせ願ひとうございませう。

○参考人(藤原一郎君) お答えいたします。

今度の構造改善で入つておられます産元、親機グループというのは、大企業のある産地における産元でございます、もちろん系列の中に一部入つておるものもございませうけれども、その大企業のある産地になった産元という意味じゃなく、それぞれの産地による産元、したがって、われわれのところでも申しますと、いわゆるそれはいまも申し上げましたように、その産地の地域の販売部門と営業面を担当するものである、したがって、この構造改善でもグループ化していきます、いわゆるそのした面と、それから開発面、いわゆる商品の開発、技術の開発はもちろんわれわれの方でやりますけれども、商品の開発等の企画力というものはやはり産元の責任においてやっていくということになりますので、大資本のまる抱えになるというふうな、いわゆる大資本の、そういうこと言うていいか悪いかわかりませんが、そういうようなこと心配はないとうございませう。

○参考人(浅井長一郎君) いま藤原参考人がおっしゃられたとおりでございますが、われわれ産元親機の現在までの地域集約化、そういった資本を生かして産地全体が繁榮できるような構造改善をやりたいというつもりでございますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○安武洋子君 藤原参考人に重ねてお伺ひさしていただきとうございませうが、播州産地では振興会が中心になっておられます、組合の果たす役割りとなつてきておられます、組合の果たす役割りというの私は大変大きいようにお見受けして、すけれども、現在進められておられますこの構造改善事業ですが、そこに今度新しく産元、親機が加わつたというふうな構造改善事業、これができるといふふうなことになりませうか、既存の

この構造改善事業、非常にうまく振興会を中心にしてやっておられた、そこに新しくそういう形の構造改善事業が入ってくるわけなんです、従来の構造改善と、それから今度新しく取り入れられるというのを調和していかない場合は、せっかく余りうまくいった中に縦割りのグループ化ができてくるというふうなことも案じられるわけなんですけれども、そういう参加の仕方が望ましいとお考えでございますか。

○参考人(藤原一郎君) お答えいたします。

確かに御指摘のとおりでございます。現在いわゆる播州織五組合で新織法による構造改善を実施いたしておりますが、この新しくできました構造改善で産元がもし加入してそのグループに入るということになりましたと、どういふことにするかというところにつきましては、まだ詳しく私の方で新織法によるなにはどういふことにすることが一番望ましいかというところは、いまからの研究課題だということも考えておりますけれども、いずれにいたしましても、重複するようなことのないように、現在やっておりますものにおおむねした形で、やはりそこに協力を加えていって産元の機能というものを發揮していきたい、こういう考え方でございます。と申しますのは、われわれグループの中にはそれぞれのグループ活動を、それぞれ品種のグループを組合指導の中に置いておりますので、産元とのいろいろな取引の関係の中におきましても、そういうことではうまくいくんじゃないかというように考えておりますが、今後の課題も含めてそういうような考え方でございます。

○安武洋子君 それでは池田参考人にお伺いいたします。

私は繊維産業では合繊やそれから紡績の大手メーカーの企業戦略、それから大商社とか産元の動向がやはり繊維業界全体を動かしていると思うんです。大商社とか大メーカーと言われる系列関係にある産元が、このグループ内の一員として入

ることによりまして、構造改善の様相というものが非常に違ってくるのではないかと、いろいろに思っているわけなんです。これまでも、大商社などの大手企業は産地企業を系列化しております、今後それもそれは一層進んでくるのではないかと、いろいろに思っています。アパレル部門でも大商社の意のままにならない中小企業というのは、いままですと、いろいろなことも見受けられます。輸入問題も依然として解決されておられませんけれども、これは各参考人が輸入問題いろいろおっしゃっております。私も輸入問題も、私はやはりこれも大商社とか原系メーカーの海外進出による逆輸入というものが実態だらうと思っております。雇用の問題も大きゅうございますし、私はそんなだつての委員会の中で丸紅などの例を挙げまして、商社とか大メーカーの規制をしなければいけません。通産省の返事というものは、かばかしくございませぬ。繊維産業をどう発展させるかというふうな問題につきましては、雇用の問題も含めて考えるときに非常に大きな問題でございます。輸入問題も、商社とか大メーカーの海外進出とか逆輸入とか、それから高級品化、ファッション化の名による価格アップという考え方とかというふうなもので、大企業本位の繊維産業、こういうビジョンというところは慎重にやっばり考えなければならぬと私も思っております。

商社、大手メーカーのあり方についてやっばり一定の規制も必要じゃないかというふうな思いでございます。池田参考人の御意見をお伺いいたしております。

○参考人(池田友次君) お答えをいたします。

私も繊維労連としては例の新たな構造改善策が提起をされました四十九年でしたか、この段階で、いま先生からお話のございました構造改善事業の主体に大手のいわゆるメーカーなりは、商社がこれに参入をするということについてはあくまでも反対である。というのは、そうでなくとも今日繊維産業がそういう非常に数少ない原系メーカーや商社によって支配をされておる、こう

いう状況を考えまして、この繊維政策をてここにさらにそういう支配を強めるものではないか、こういう観点から大手メーカーがこの構造改善事業に参加をするということについては、今日まで一貫して反対をしておるところであります。また、お話のございました特にこの輸入問題に関連をしたことで、これもまた大手の商社なりメーカーが海外に資本投資をして現地に合弁会社をつくる、それが回り回って再び国内に入ってくるというふうな、そういう問題につきましても、これはもう通産省には何回となくこの点につきましても適切な措置を講ずるべきだと、こういうことで要請をしておるところであります。全体の輸入規制問題と相ましましてこれらの問題につきましましては、まだ私どもの納得のいく十分なそういう態度なり、あるいは具体的な措置がなされておられませんので、これらの問題につきましては、引き続き国会の御理解を得つつ、通産省に対しても必要な請行動は起こしていかなければならぬというところ、このように考えております。

○安武洋子君 どうもありがとうございます。

○参考人(近藤太郎君) お答えをいたします。

先ほど来より申し上げましたとおり、今回の構造改善に對しては、それぞれの業界団体が一致団結いたしました、過去も二三年も三年にもわたり十二分に説明をいたしまして、もしこの構造改善の法案をお通し願ってこれに参画しなかつた場合には、それぞれの企業が自滅いたしますよというふうな御説明をいたしております。したがって、私は大企業あるいは産元等の先ほどのお話にも出ましたけれども、少なくとも過去はもうないと思つて、私は確信を持って申し上げられることは、大企業が中小企業を支配する時代はもう過ぎた、これはもう私は自負心を持っておるんでございますけれども、われわれもうとにか北海道から南は沖縄に至るまで、この縫製業者というものは多数でございますけれども、それそのもの数年間にわたる不況対策に對して、相当皆さんもお考えになつておられますというところで、私は今回の法案をお通し願えれば必ずや皆さん方前向きにこれには真剣に取り組んでいただけるものと確信を持っておる次第でございます。

○参考人(伊藤忠大君) ただいまの柿沢先生の御質問にお答えいたします。

構造改善それ自体はもし自分でできればそれが最善の方法だと思つて、五十一年の十二月に「新しい繊維産業のあり方について」という提言がなされて、私どもはそれにつきましてもう業界に非常に関心を持っていました。それで、この構造改善を圖っている企業の中で三つあると思つておるんでございます。すでに自力によって構造改善、これは主として垂直的連携によって構造改善を実施している方と、それから現在やりたいと思つておるだけども、いままでの制度が非常にむずかしいのでまだちゅうちょしていただかぬ方、それから今後五年間の中においていままでも遅くないから考えてやっばりいこうと、こういう最後の方と、こう三つあるわけでございます。それで、そのいずれにおきましても、この構造改善、グループングと言いますけれども、グループングといつても企業と同じような態度でもって経営をしていきたいと思います。

この状況を考えまして、この繊維政策をてここにさらにそういう支配を強めるものではないか、こういう観点から大手メーカーがこの構造改善事業に参加をするということについては、今日まで一貫して反対をしておるところであります。また、お話のございました特にこの輸入問題に関連をしたことで、これもまた大手の商社なりメーカーが海外に資本投資をして現地に合弁会社をつくる、それが回り回って再び国内に入ってくるというふうな、そういう問題につきましても、これはもう通産省には何回となくこの点につきましても適切な措置を講ずるべきだと、こういうことで要請をしておるところであります。全体の輸入規制問題と相ましましてこれらの問題につきましましては、まだ私どもの納得のいく十分なそういう態度なり、あるいは具体的な措置がなされておられませんので、これらの問題につきましては、引き続き国会の御理解を得つつ、通産省に対しても必要な請行動は起こしていかなければならぬというところ、このように考えております。

○安武洋子君 どうもありがとうございます。

○参考人(近藤太郎君) お答えをいたします。

先ほど来より申し上げましたとおり、今回の構造改善に對しては、それぞれの業界団体が一致団結いたしました、過去も二三年も三年にもわたり十二分に説明をいたしまして、もしこの構造改善の法案をお通し願ってこれに参画しなかつた場合には、それぞれの企業が自滅いたしますよというふうな御説明をいたしております。したがって、私は大企業あるいは産元等の先ほどのお話にも出ましたけれども、少なくとも過去はもうないと思つて、私は確信を持って申し上げられることは、大企業が中小企業を支配する時代はもう過ぎた、これはもう私は自負心を持っておるんでございますけれども、われわれもうとにか北海道から南は沖縄に至るまで、この縫製業者というものは多数でございますけれども、それそのもの数年間にわたる不況対策に對して、相当皆さんもお考えになつておられますというところで、私は今回の法案をお通し願えれば必ずや皆さん方前向きにこれには真剣に取り組んでいただけるものと確信を持っておる次第でございます。

○参考人(伊藤忠大君) ただいまの柿沢先生の御質問にお答えいたします。

構造改善それ自体はもし自分でできればそれが最善の方法だと思つて、五十一年の十二月に「新しい繊維産業のあり方について」という提言がなされて、私どもはそれにつきましてもう業界に非常に関心を持っていました。それで、この構造改善を圖っている企業の中で三つあると思つておるんでございます。すでに自力によって構造改善、これは主として垂直的連携によって構造改善を実施している方と、それから現在やりたいと思つておるだけども、いままでの制度が非常にむずかしいのでまだちゅうちょしていただかぬ方、それから今後五年間の中においていままでも遅くないから考えてやっばりいこうと、こういう最後の方と、こう三つあるわけでございます。それで、そのいずれにおきましても、この構造改善、グループングと言いますけれども、グループングといつても企業と同じような態度でもって経営をしていきたいと思います。

にぶつかるわけでございます。言うならば、このグループングという小田原評定みたいなグループでは構革の意味をなさない、企業並みの厳しい姿勢に徹したグループというものをつくりなす必要ならぬ。それで、そのつくる計画というものが十分具体的でもって、緻密であって、将来発展していきけるものを持っていかなくちゃならぬ。単に制度に乗って金を借りるなんというのほうは、言語道断である。それで、しかも自主性というものを堅持していかなくちゃならぬ。それで、この垂直的連携の中において大事になってくるのは、販売力というものがなかったらばいかに技術だけ開発してもこれはだめである。この販売力というものと見合った計画を立てる必要がある。それで、それにはいずれにいたしてもグループとして機関車になる、核になる企業が必要であるし、その核の企業の経営者というものはやはり乗を率いるに足る、モラルの面においても能力の面においてもそういう方ではなくちゃならぬ。そういう人をまず探すことが大事なんです。問題点はそのような方は独力でもってすでにその構革というものをどんどん進めておる。このところ、一つの課題があるわけでございますけれど、今後やはり成功した企業を見まして、それでこの政府の弾力的運営によって新しい構革、まして産地においては親ニッターというものと子ニッターというようなグループを許可されるわけでござい

ますので、私もといたしましてはもうせいぜいPRする、まして今後は地区組合も工運も参画できるわけでございますので、適切な指導をしたいと考えたわけでございます。終わります。

○柿沢弘治君 現行法もなかなか工夫されたといえますか、法律だったんですけど、ちょっと理念先行で現実の適用がむずかしかつたという点があったと思うんです。この点については法案の審議のときにも通産大臣なり通産省の方に議論をしたんですけども、これからのまさにソフトウェア分野での政策的な助成、繊維産業についての助成というものがどうやったらうまくいくんだら

うかと、これはまあ政策当局も大変悩んでいるところだと思えますし、業界としても悩みがある。われわれとしてもなかなかいい手がない、知恵がないというのが本当のところだと思えます。そういう意味でいま伊藤参事から、やはり受ける受け手の側の自主性と判断、そしてもうこの五年でやっぱ勝負をしなければ日本の繊維産業はだめなんだというぐらゐの厳しい受けとめ方で、ぜひ今度の法律の助成策というものを業界としても活用していくという覚悟でやりいたしたいと思っております。

それから、もう一つの新しい政策手法である人材育成資金、これももうまくいくのかなというのが大変私も心配で、法案審議のときも質問いたしました。江崎通産大臣から事業協会に任じて大丈夫かどうか、これからしっかり監督していくというお話もあつたわけでございまして、その点についていまの人材育成基金の金額、規模、予算の規模、そしてそれでやろうとしている事業内容、そういうものが本当の意味でアパレル産業にとってプラスになるという期待が持てるかどうか、その点についても伊藤参事、それから近藤参事、そしてこれに主体的に参加をされるという立場で、組合として今度の人材育成基金に対してはどう考えていらっしゃるのか、その効果のほどをどうお考えなのか、できまして宇佐美参事にお伺いをいたしたいと思えます。

○参事人(伊藤忠夫君) 企業は人なりと申しますけれども、これは業界も全く同じでございます。今度の政府で一億五千万、業界で一億五千万、三億の金の果実でもってやるわけでございまして、言うなればこれはもうスズメの涙と言えぬかもしれませんけれども、その中においても事業協会が主体となりまして、もちろんこれは業界からのエキスパートというものを活用していただくかぬといけません。そういうものを活用していただくかぬに何を習ったらいんだという留るべきところから、その習い方はどうしたらいいじゃないかと、

企業内でもこういう教育というのはできるじゃないかと、こんなようなところから始めていったならばというふうな考えておるわけでございまして。それから、もちろんこの教育というものを人材養成、これは企業の責任でございます。それで、業界においても企業においてもやはり自分の負担を覚悟するぐらゐでないといふ人は養えないと思えます。そのような気持ちでもって私も工運も人材、それなりに養成やっておりますし、それから地区の組合も一体になってやっております。研修会あるいは展示会というよりな形でございまして、もっと先ほど申しましたような高い文化というよりなことに対する関心をどう持つかということが、一番の源になるように感じるわけでございまして。

○参事人(近藤太一郎君) お答え申し上げます。ただいま柿沢先生の御指摘のありましたところ、また伊藤参事からもお話がありましたところ、予算の一億五千万、そして業界の出す一億五千万、合計三億、この果実でもって人材育成という。まあ率直に申し上げまして三億の基金で、その果実で人材育成とタイトルは非常にいいんですけれども、実質的に非常に問題があるという、私ももうそういうことは初めから危惧いたしましたのでございまして。しかし、少なくとも国費の一億五千万という予算を組んでいただいて、そして業界から一億五千万というお金を、合計三億の基金をつくらせて、えらい失礼でございますけれども、何ら助成措置もなかったこのアパレル産業育成強化のために初めて、私三年前にニューヨークで留易会議のときにこの問題を出したんですね。自來、三年間呼び続けてきたことが、今回ようやくこの予算を組んでいただいて、アパレル振興のために人材育成ということをお図り願ったということは大きな進歩である。したがって、この三億の果実で何もできないのじゃないかという御指摘もありまして、

私もこの予算を組んでいただいたということに対しては高く評価するとともに、業界挙げてもう新しく大学を卒業した人を養成するんじゃないんですね。もう既存の技術者あるいはエンジニアをセールスマンを養成していく、短期養成だということに専念をいたしたいと、かように考えておる次第でございますので、この組んでいただいた成果というのに対しては大いに感謝をすするとともに、実効ある実りの多いものにしていきたくと、業界といたしましては大きな期待を持って迎えておる次第でございます。

○参事人(宇佐美忠信君) 私、この法改正の審議をいたしました職工審の場でも申し上げたんですけども、人材育成が取り上げられたことは大変結構なんですけれども、そこで一体じゃどういふことを考えるのかということ、この法によりまして「衣服に関し新商品又は新技術の開発又は企業化、需要の開拓等に必要なる技術及び知識を有する技術者、経営管理者等の養成及び研修の事業」、大変範囲が広いわけです。これだけ範囲の広い人材育成というものが、一体三億の基金でできるのかどうかということについてはこれは大変疑問を持つ。入れていることについては結構でございますけれども、これじゃもう大変財政の裏づけとしては貧弱過ぎるのではないかと。

そこで問題は、この人材育成、人材育成と言われども、少ない金を有効に使おうとするならば、一体どういふ人材像を描くのか。いま当面業界にとつて一番必要な人の人材像は何なのかということをはっきりさせた上で、それに焦点を合わせて育成をしていくということが大変大事になってくるのではないかと。その点のコンセンサスをどうつくり上げていくのかということが大変大事なことではないかと。たとえば、アメリカあたりではもうニューヨークであのF.I.T.なんというの、これは労働組合も参加してファッションを育て上げる教育ということが行われてきて、現にやっぱりニューヨークが非常にファッションの都市に変わってきている。そういうことを考えると日本は

終わります。

余りにも過ぎたわけですが、今回は三億ですが、逐次ひとつは拡大していただいで、そういう人材育成に力を入れていただきたい。

それとも一つは、幾ら人材育成しても、今度は企業側がその人たちに對する処遇をどうするのか。やはり、処遇と人材というのは結びついてくるわけですから、そういう点で先ほど来低賃金の問題が出ておりましたが、処遇問題も組合の立場からは特に強調をしなければならぬ点だと考えております。

○委員長(福岡日出廣君) 他に御発言もなければ、参考人に対する質疑はこれにて終了いたします。

一言ごあいさつを申し上げます。

参考人の方々は御多忙中のところ、長時間御出席をいただき、また貴重な御意見を拝聴させていただきました。ありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。

午後二時三十分まで休憩いたします。
午後零時三十分まで休憩いたします。

午後二時三十六分開会
○委員長(福岡日出廣君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、随時、海外経済協力基金の役員を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(福岡日出廣君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(福岡日出廣君) まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。小坂経済企画庁長官。

○國務大臣(小坂徳三郎君) 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日、開発途上国に対する経済協力は、ますますその重要性を増してきており、さきの主要国首脳会議等におきましても、経済協力の積極的な推進を図ることが先進諸国にとっても不可欠であるという共通の認識が明らかにされました。わが国といたしまして、昭和五十二年の政府開発援助実績を三年間で倍増することを目標とする等、その積極的な拡充を図る旨を表明したところであります。

海外経済協力基金は、海外経済協力を促進することを目的として、開発途上国の産業の開発または経済の安定に寄与するため必要な資金の貸し付け等の業務を行っており、今日ではわが国の政府開発援助のおよそ二分の一を担う中心的な援助機関となっております。

したがって、わが国の政府開発援助を一層拡大していくためには、各種援助の充実と相まって、海外経済協力基金の事業規模を拡大するとともに、その事業運営の体制を整備強化することが緊要となっております。このため本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の内容について御説明申し上げます。

改正の第一点は、基金の借入金等の限度額を引き上げることです。

基金の原資は、一般会計からの出資金と借入金及び債券発行に大別されますが、現行法では、資本金及び積立金の合計額を限度として借入れまたは債券の発行ができることになっております。政府開発援助三年倍増等の目標を実現するためには基金の事業規模を大幅に拡大しなければなりません。現在のわが国の財政事情のもとでは、一般会計の出資に大きく依存している原資面の制約を緩和する必要があります。このため、借入金等の限度額を資本金及び積立金の合計額の三倍に引き上げ、今後の基金の活動に遺憾なきを期した

次第であります。

改正の第二点は、基金が長期借入れを行い、または債券を発行する場合に、政府がその債務について保証することができるようにすることです。

これは、基金の事業規模の拡大に伴い、資金調達が多様化を積極的に図るための改正であります。

改正の第三点は、基金に副総裁一名を置く等事業運営の体制を整備強化することです。

基金の業務は、わが国の経済協力の進展に伴って、急速な拡大を示すとともに、貸し付け等の対象国も広がっており、今後さらにこれらの一層の拡充が見込まれます。また、基金の業務は被援助国政府や国際開発金融機関等との折衝など対外的性格がきわめて強いものであります。このため、代表権を有する副総裁一人を置く等体制の整備強化を図ることとした次第であります。

なお、その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(福岡日出廣君) これより質疑に入りませう。

○大塚憲君 ただいま海外経済協力基金法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を経済企画庁長官からいただいたわけですが、これに関連して若干の質問をいたしたいと存じます。

初めに経済企画庁長官に数点お尋ねをいたしましたと思います。

この海外経済協力の問題ですが、その計画性という問題について若干私どもまだ不安と申します。そういう点をよく熟知いたしておりませぬ。それで、経済協力における計画性の確立という問題で初めに御尋ねをいたしますが、いわゆる政府開発援助、ODAを質量ともに安定的に拡大する上で、対外的なコミットメントの計画的

な拡大がきわめて重要であろうと思っております。このため、今後財政の収支の展望を踏まえて、長期的な観点に立つて計画的コミットの方針を立てる等、経済協力についての計画性を確立する必要があるかと存じます。この点について政府はどのようにお考えになっておられますか。長官にお尋ねをいたしたいと思います。

○國務大臣(小坂徳三郎君) お答え申し上げます。

ただいまの援助の計画性の問題でございますが、私はやはりこれは今後のわれわれの課題であると思っております。現在までの、またただいまのわれわれの考えは、経済協力はやはり相手国側からの要請を待って行うのが、やはり押しつけないでよく、したがって、先方からの申し込みを受けてわれわれとしてはある程度の基金を準備してそれを発動していくということが、最も国際的には理解され得る問題ではないかと思っております。

もちろん、私らといたしましては、現在の南北問題というものは、これはきわめて重要な世界経済並びに世界政治的意味があることはよく踏まえておりました。このためにわれわれはできるだけこの問題の解決のために協力をし努力をした、そうした考えは決して他の国に劣っておるものだと思っておらないでございませう。ただいま申し上げたようにこの協力援助ということが日本の主導権によって個々の問題までわれわれの方から決めていくというわけにもいかないことがございませう。将来の問題といたしまして、さらに現在やっております日本の経済協力の実績その他が進行していく状態を見ながら、あるいはその国に対してはこのようなことがいいたしてはならないかということもさらにも前広にかつ幅広に相手国との相談ということもして、積み上げていくのがよろしいというふうにも思うわけでございませう。

なお、われわれといたしましては、さしあたりは提案の理由にも御説明申し上げましたように三

年倍増という、そうした非常に大きな形での日本政府の姿勢を示すにとどまるわけでございますが、この三年倍増というものは非常に私は国際的にも理解されておるし、またそれを着実にわれわれが実行していくことの中から、日本の立場というものをさらに国際的に理解を受けるものというふうなことを考えておるわけでございます。

○大塚審君 いまの問題は、また後ほど関連してお尋ねをいたしたいと思います、現在までに総理大臣あるいは政府要人がそれぞれ各国を歴訪された際に、あるいは東京でもそういうことがあったわけでありまして、現在までに公約した援助の進展の状況、これについてお尋ねをいたしたいわけですが、具体的にはASEAN諸国に対する協力、それから中東諸国、これはイランとかサウジアラビアとかに対する経済協力、こういう問題がいままでしばしば報道されてきたところであります。そういうことは政府が国際的に意思表示をしたわけでありまして、その対外援助の進展状況については遺憾ながら私どもつまびらかにいたしておりません。これの進展状況は現在どのようになっているかと。着実に進んでおるのですかと。うですか、そこを長官からお答えをいたしたいと思います。

○政府委員(官崎勇君) 若干数字的なことでございますので、私からお答えいたします。まず、お尋ねがございました中東でございますが、四十八年に石油危機が勃発いたしましたから、中東の産油国に対しては石油の安定供給を図るといふ見地から、それから石油を産出しない非産油国に対しては友好を深めるといふ意味から、それぞれ特使を派遣いたしました話し合いをしていくわけでございますが、産油国を中心にいたしまして三木特使がサウジアラビア、イラン、イラク、エジプト、シリア、アラブ首長国連邦、クウェート、カタールへ参られております。それから小坂善太郎特使が非産油国であります北イエメン、リビア、ヨルダン、レバノン、モロッコ、アルジェリア、チュニジア、スーダンへ派遣され

ております。その際約束されました案件は、現在シリアを除きましてそれぞれ実施段階に移っております。中には完了したものもございます。シリアにつきましては、先方における計画の具体化がおくれているというふうなことで、現在双方で話し合いを進めているという段階でございます。近く具体化するというふうなことを考えております。

数字で申しますと、五十四年三月末現在で中東東に対する経済協力は、海外経済協力基金及び輸出入銀行を含めまして合計二千八百四十七億で、そのほかに無償が百五億ほどございます。それから、ASEAN諸国についてでございますが、一昨年の八月に福田前総理がASEAN諸国及びビルマを訪問されておりました、その際にASEAN全体、あるいはこの倍の援助にたいしていろいろ約束をされているわけでございます。そのうちASEAN全体に対する援助といたしましては、例のASEAN工業プロジェクトを共同プロジェクトでASEAN各国を一つずつ、合計十億ドルの資金協力をつきまして意向表明を行ったわけでございます。このうちインドネシアの尿素のプロジェクトについてはASEANプロジェクトとしてASEAN各国の合意を得ておりますので、その実施計画も作成されまして、正式にインドネシア政府から要請が参っておりまして、現在その資金協力のあり方につきまして具体的に両国の事務当局で詰めを行っております。その他のプロジェクト、ASEANの共同プロジェクトその他につきましては、まだ実現可能性の調査報告書ができておりませんので、具体的な資金協力という段階にまでは至っておりません。それから、各国それぞれ別々に援助を約束しているわけでございますが、それらについて申しますと、マレーシアに対しては二百十億円の第四次円借款等、ビルマに対しては工業化プロジェクトに対する二百八十五億四千万円の円借款等、それからインドネシアに対しては一九七七年度分といたしまして四百九十億円の円借款、緊急援助として食糧借款六十五億円等、それからシンガポールに対しては国際協力

事業団による技術協力、それからタイに対しては二百七十五億円の第五次の円借款、フィリピンに対しては二百七十五億円の第六次円借款等に関して援助約束を行っております、これらはいずれも交換公文あるいは借契約締結済みでございます。貸し付けの実行が進んでおります。

○大塚審君 ただいまのお答えでは一部には進んでおるところもあるし、全般的に見てやっばり着実にその約束というか、そういうものが進展しておるとはどうかと受けとめかねるわけでありまして、それらの経済協力という問題がその都度便宜的になされて、計画的な海外経済協力という問題から見ると、若干私どもに不満が残るわけでありまして、そのような現状でいままでのたくさんの方々の援助に関する約束、これをいまま一度フォローアップして、これから確実に円滑にこの海外経済協力が進む、実効を上げる、こういう配慮がどうしても必要であらうと思っております、この点について計画的にもう一度見直しをしますと、こういうことについて、長官どのようにお考えでございますでしょうか。

○国務大臣(小坂徳三郎君) きわめて貴重な国民の税金をもとにした協力援助でございます。その進捗状況等については先方の国のいろいろな事情もあると思っておりますが、やはりこれは常時皆見詰めながらその進捗を進めて、そして計画の実現を通して日本の国際協力の実を上げてまいらなければならないと思っております。今後は、したがって、そのような事態をさらに、現実もろろにやっておりますのでございますが、これは余り発表してはおりません。その進捗状況等につきましては、その進捗を把握をいたしまして、そしてその時点の時点における状態をこぼさないような形で進めるといふふうな心がけてまいりたいと思っております。

○大塚審君 いまお答えの中に、国民の貴重な税金を使うと、まさにそのとおりであらうと思っております。そのためにはやっばり国内問題もおろそかにできない問題があらうと思っております。その説明の中にもありましたように、ボン先進国首脳会議において公約化されたわけでありまして、五十三、五十四、五十五年の三年間にかけて五十二年度十二億ドルの倍増二十四億二千万円という、こういう海外経済協力をすると、こういうことを明らかにされたわけでありまして、この経済協力の拡大に当たって国民の理解と協力がどうしても必要であらうと思っております。わが国民が開発途上国の立場、ニーズ、こういうものが現状よく私ども自身も十分な理解、こういうことができておらないと私自身も反省をいたしておるところであります。これを国民に十分わかかってもらおう、こういうために対するこれら諸国の実情を広く国民に周知させるべきであらうと、こう考えるわけでありまして、それがどうしてもこの経済協力を強力に推進するために不可欠な条件であらうと思っております。そういう国民に対するPR活動、こういうことを現在までどういふふうなやり方で行ってきたか、私は真摯にしてこういふことについて余り承知をいたしておりませんが、どのようになつておられますか。

○説明員(大塚弘君) ただいま大塚先生から御指摘がございましたように、経済協力は国民の広い理解と支持を受けてやらなければ実効が上がりません。世論の支持が必要でございます。政府といたしましてこの点を深く認識いたしまして、経済協力にかかわっております関係省庁はそれぞれPR活動をやっております。具体的に幾つかの例を申し上げますと、総理府は経済協力につきまして世論調査をやり、またテレビの番組もつくっております。外務省について申し上げますと、いろいろな広報資料、たとえば「世界の動き」であるとか、「世界にかける橋」とか、こういう一般広報資料の中に経済協力のことを時折はさみ込んでPRしているほか、今度経済協力を中心としたそのための出版物もいろいろ出しております。たとえば「目でみる南北問題」とか、「目でみる技術協力」、こういうことでございます。それからさらに、商

工会議所が事務局になってやっております経済協力協働運動というのがございます。これに外務省等は補助金を出してこれに協力しているわけでございます。いずれにいたしても、できるだけわかりやすく経済協力を国民の皆様に説明して理解を得ることが大変重要なことでございます。今後とも大塚先生御指摘がございましたように、政府といたしましてもこういうPR活動には力を注いでいくつもりでございます。

○大塚審判官 いま今後の問題のお話がございましたが、今後どういふ対策をどのように進められる考えか、具体的にこのPR活動を推進するための実施案というものがございませうか。

○説明員(大塚弘君) 大塚といたしましては、いま申し上げましたように、PRのメディアを使いまして、たとえばテレビであるとか雑誌であるとか出版物であるとか、それからあるいは講演会とか、こういうあれを通じまして国民に経済協力の必要性を浸透させると、こういうことでまいりたいと思っております。これは年々拡大しておりますが、これからのいろいろな方面についての活動を強化していきたいと、こう考えておるわけでございます。

○大塚審判官 大臣、さばりお尋ねをいたしますが、本法の施行によってわが国の経済協力にどのような効果、従来に比してどのような効果が期待されるものか、大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(小坂徳三郎君) 現在お願い申し上げますが、本法の施行によりまして、われわれといたしましては活動する資金量が飛躍的に増大できるということ、また機構的に見ましても副総裁一人を増員させていただいて、そしてこれは従来からいろいろな面でも先方の政府の当局者あるいは先方の国立銀行の総裁というような人たちの折衝でございますが、これにもっとわが方の活動力を拡大するということ等でございます。われわれといたしましては、少なくとも三年倍増のプログラムをやるためには、最低限度この程度の拡

充をさせていただかなくてはならないという考えでございます。しかし問題は、たとえば中国の問題等も出てきた場合に、従来でありますと、なかなかこれは対応できないと私は思います。御質問がございませうかお答えするのどうかと思っておりますが、まだ中国から正式な申し込みがないから済んでおるわけでございまして、もしもあつた場合には、われわれの方のところが広くなるとも対応できないだろうというふうなことも考えられます。また、中近東の問題一つとりましても、また、この六月に開かれます東京サミット等の南北問題に対する対策の進展等から予測される事態を考えましても、やはりこうした基金の力をふやしておきまないと、日本政府としましては、また日本としましてはなかなか対応できないということではないかと思つておる。われわれといたしましては、こうした目の先の問題のみならず、今後継続的に海外経済協力を拡大しつつ、言うところの日本の政治的安全と、また経済的安全と、それからまた世界的な平和というものを追求していくという基本的な理念と姿勢は、この改正によつてもかく第一歩を進めるといふふうに考えております。

○大塚審判官 この改正によつて飛躍的な拡大発展と、こういうものを期待されるお答えでありましたが、問題がやっぱりこの改正によって大きく残るだろうと思つておる。と申しますことは、従来、ODAの現地調達先へは、一般会計からの出資金、運用部資金、こういうことで賄ってきたわけでありますが、このたびの改正によれば、その調達コストのかかる、高い借入金主体の経済協力と、こういうことにならうと思つておるわけでありまして、いまでも余り評判よくない、悪い条件の日本の経済協力、これに悪化の拍車をかけるような、そういうことになるのではないかと心配をいたしておるわけでありまして、この点の解決策は大臣としてはどうお考えでございますか、大臣からひとつ初めに聞かせてください。

○國務大臣(小坂徳三郎君) ただいまの御指摘のような点が十分考えられます。したがって、

政府の方から交付金をもらつてそれで薄めるというところでございませうか、そうした方向をやることになっておりました。交付金でそののぎを削いでいくというところでございませうか。

○大塚審判官 あと補足あつたらひとつ。

○政府委員(宮崎勇君) ただいま大臣からお答え申し上げたとおりでございますが、現在まで基金の原資は出資金と借入金でその比率が二対一。今回それを二対三にまで引き上げるといふことをお願いしておるわけでございませうか。

現在の調達コストは大体三割程度でございますけれども、だんだん借入れが多くなつてまいりますと、当然のことながらこれが上がるといふ危険性があるわけでございませうか。御指摘のように、わが国の援助につきましては、量的な面もさることながら、同時に質的な改善が要請されているわけでございまして、その中で貸出金利をできるだけ安くということが要請されておる。したがって、場合によつては逆さやが生ずるということがあるわけでございませうか。現在、基金法の中で政府から交付金を受けるといふことができるようになっておる。したがって、そういう場合には当然その分を交付金で仰ぎ、借入限度を引き上げたからといって援助条件が悪くなるように措置したいと思つておる。現在措置できるようなつておるわけでございませうか。

○大塚審判官 いわゆる質の問題ですね、これは現況日本は他の国から比較して大変条件が悪い。この質の改善ということ、いまおっしゃつたように、きわめて重要な問題であらうと考えるわけであります。ODAの加盟國中、このさきの勧告を出した条件に満たないというのは日本だけのようですね。こういう事態を招いた原因は一体何にあるんですか。これは政府がいままでそういうことに張つておつたということなんでしょうか、今後

○政府委員(廣江運弘君) 先生の言われますOD

Aの条件は、ODA全体のグラントエレメントが日本は七〇%、七〇・二でございまして、DAC諸国平均が、これは七七年で申し上げますと八九・三で、国際目標が八六%でございまして、それに及んでないではないかと御指摘でございます。

このグラントエレメント自体につきましては、いろいろ歴史的な経緯もございまして、それぞれ国の持ちます援助の態様いかんということにもかかわると思つておる。端的に申しますと、無償でございますか、グラントの割合が低い国と、それからヨーロッパのような、旧植民地等に対する関係で非常にその辺の高い国との関係もございまして、一概には言えないところかと思つておる。御指摘の点は否めないところかと思つておる。ただ、先生、これを過去から日本の努力の形態を見てまいりますと、グラントエレメント全体では、たとえば一九六七年と一九七七年を比べますと、日本は先ほど申し上げましたように七〇・二と申し上げました。十年前の五七・六からここまで上つてきておるわけでございまして、年々改善をいたしてきておるわけでございませうか。ちなみにDAC全体では八四・三のものが八九・三になつておるわけでございまして、そういう意味でのスビードと申しますか、援助条件の改善の状況はおくみ取りを願つておると思つておる。また、グラントエレメントの中で非常に大きなウェートを占めます、日本の場合特にODAの約半分が借款でございます。その借款のグラントエレメントと申しますか条件も、十年前の三二・六から七七年には五二・一と、約一九・五%改善を見ているわけでございませうか。

ただ、先ほど申し上げましたように、ODAのグラントエレメント全体といたしまして御指摘のような点がございまして、ことしの五十四年度の予算を見ましても御承知いただけたところかと思つておる。無償の予算を非常に大きいシェアでふやしております。また借款につきましても年々条件の改善と申しますか緩和といひませうか、

ソフト化に努めておるわけでございまして、その辺は今後とも先生のおっしゃいますように努めてまいらなければいけないところだと思ひます。

○大塚番君 いま、いわゆる三年間で援助額の二倍増と、こういう問題ですが、本年度の予算を調べてみますと、公約三年間倍増ということで五十五年末に二十八億四千万ドル、こういうことを実現するために、予算の消化率と申しますか、どういう段階でこれを実現を図るのか、その点をひとつ伺いたいと思ひます。

それから、現状から見て倍増達成の見通しはこれはいつ立つものか、ひとつお聞かせをいただきたい。

○政府委員(廣江運弘君) 御承知のように、五十四年度のODA関係の予算はGNPに比べまして〇・三一ということございまして、五十三年度の〇・三〇から上昇いたしているわけでございまして、ただ、その予算と、先ほど御質問のありました執行率の関係で申しますと、執行率は必ずしも一〇〇%行っていないではないかということの御指摘かと思ひます。この点につきましては、私ども国内的な問題もいろいろございまして、私ども基本的にはやはり援助は相手国の状況にもよるわけでございまして。さらに、その執行率が余りばかりかしくなかつた時期は、たとえばオイルショック後の非常に経済的困難をいたしておる時期等でございます。これは相手国も含めてでございますが、プロジェクトの進捗が思うように進まなかつたというような事情もございまして。さらにまた、拠出等の問題につきましては、円レートが非常に高くなつたというようなことも響いておるかと思ひます。ただ、こういうような事情はございまして、この辺は大いに克服をしていかなければいけないところでございまして、相手国が手続等が煩瑣であるとか、あるいは計画の練り方が不十分であるというときには、それぞれそれに対応した手を差し伸べて援助もいたさなければいけませんし、また国内的にもその予算の執行といひますか、その辺の促進に努めなければいけないと思

るでございまして。そういう努力を現にいたしておりまして、たとえばODAの約半分を占めます借款、それを主として専断いたしておりますのは今回御審議をいたしております海外経済協力基金ということになるわけでございまして、協力基金の五十三年度の執行はその前年度等に比べますと著しく改善を見ておりまして、事業規模の予算に對しまして約八八%の進捗をございまして、その前年度の約七四%、その前年度の約六六というようなどころからは目に見えた改善をいたしておるわけでございまして。こういう予算の執行の状況、さらに予算の計上額の状況等を勘案いたしまして、三年倍増計画の初年でございまして五十三年は、一体ODAは日本はどのくらいになるのかということにつきましては目下集計中をございまして、恐らくこれは六月ごろにならないと正確なところはわからないと思ひますが、最終的にはDACから発表ということになると思ひますが、五十二年のGNP比〇・二二でございまして、これを凌駕いたしました改善を見ることだと思ひます。そういうふうな改善を見ていきますと、先生が先ほど言われました三年倍増はいつ達成するののかということになりますと、これはいまの見込み、いまの執行状況、予算の計上状況というところから勘案いたしますと、三年の目標内には確実に達成できると思ひますが、いろいろの状況がございまして、これをいつ達成できるかというところにつきましては確信はいたしかねるというのが実情でございますけれども、とにかくかなり鋭意その進捗に努めておるところでございまして、目標年までには確実に達成できるという状況にござい

○大塚番君 さきに発表されました経済七カ年計画、これによるとGNP対比が〇・三一%と、こういうことの内容であります。そうなりますと六十年時点までには一兆三千億円、こういうことに一応なろうと思ひます。この目的を達成するために五十五年以降前年度比の伸び率は平均して一八%ということにならないと達成できないと思

うわけであります。この実現については成算、そういう確信はございまして。政府の七カ年計画におきましては、現在進められております三年倍増計画の後においても、海外経済協力を質量ともに充実させるということがうたつてあるわけでございまして。それで、ただいまお答え申し上げましたように、現在進行中の三年倍増は間違いなく三年間以内に達成される見通しをございまして、その後につきましては円とドルの関係がどうなるかというふうなこともございまして、数量的には何億ドルというふうな目標の提示になっておりませんが、引き続き現在と同じような考え方で努力をしていくということでございます。

○大塚番君 質問の二番目は、この海外経済協力を強化発展するということに伴う日本経済との関連、これについて幾つか質問をいたしたいと思ひます。

その問題は、開発途上国の追い上げ、こういう問題が当然考えられるわけであります。これに對するわが国の対応の問題もこれはきわめて重要な問題であると思ひます。現在、そのうちの初めにお尋ねしたいことは、日本の海外投資の実情、現状についてお尋ねをいたしたいと思ひます。これは大蔵省、通産省、両方からひとつお答えをいただきたいと思います。海外収支ベースで見た場合に、対外の直接投資は不況の長期化で四十九年をピークに五十年ごろから減少し始めてきております。しかし、昨年は再び増加の基調をとり、この四一九月期では九億四千二百万ドル、対前年同期比では四〇%の増加になっておるわけであります。この傾向、今後の見通しはどういうことになりますか。

○説明員(小長啓一君) 海外投資の実績でございますが、手元にございまして海外直接投資の年度別、形態別許可額につきまして御報告させていただきますと思ひます。昭和四十年度の段階では百九十六件、一億五千九百万ドル程度の水準であつたわけでござい

が、その後逐年増加をいたしまして、昭和四十八年度では三千九十七件で三十四億九千三百万ドルの水準に達しております。その後四十九、五十年の段階では石油ショックの影響もございまして減少をしております。四十九年度は千九百十件、二十三億九千九百万ドル、五十年度は千五百九十二件で三十二億八千万ドルということでございます。最近の状況でございますが、五十三年度の上期の四月―九月の実績で見ますと、千二百二十件で二十一億五千万ドルになっておるわけで、昨年の同期比で比べてまいりますと、八百三十一件の十二億七千二百万ドルということになってございまして、五割以上の増加ということになっております。今後の見通しでございますが、私どもは国内の景気が上向いてまいりますと、従来の例で見てもいいかと申しますと、海外投資はかなりの積極化していくんではないかと申します。特に私ども、昨年の暮れの経済協力白書の中でもうたつておるんでございまして、今後の経済協力の進め方といたしましては、ODAの拡充とあわせて海外投資及び貿易、特に輸入貿易の拡充という面でも各般の努力をしていくべきであるというのを政策的努力の方向としてうたつておるわけでござい

○大塚番君 特にそのうちで、中小企業の海外進出の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。発展途上国の追い上げ、円の急騰、こういうことで経営難に陥つておる国内の中小企業、これに對して海外進出によってその活路を見出そうとする目的で海外貿易開発協会、これによるプロジェクトのあつせん、それから企業化調査の助成、こういうことが現状進められておるわけであります。この協会のここ二、三年の活動状況は一体どうなるかと思ひます。さらに最近の中小企業の海外進出の状況はどうなつておりますか。そこをひとつお尋ねしたいと思ひます。

○大塚番君 海外投資は今後の傾向的には伸びていく方向をたどるんではないかと思つておるわけでござい

○説明員(小長啓一君) 中小企業の海外進出の状況でございますが、五十三年、暦年ベースの統計で見えてまいりますと、千六百万ドルの許可ベースになっております。前年に比べまして二三%の増加ということになっております。中小企業の海外進出の具体的な担い手といえますか、政策的な窓口といたしまして、先生御指摘の海外貿易開発協会というのが存在しているわけでございます。海外貿易開発協会の主たる業務の一つは、中小企業の海外進出につきまして、その出資金についての融資をするという制度でございます。これは無利息でございます、手数料だけを〇・七五%をとっております。償還期間といたしましては、据え置き期間七年を含めまして二十年というかなり有利な条件になっておるわけでございます。この制度を利用して海外進出を図っておりますその実績でございますが、五十三年度では、承諾ベースで六億一千六百万円というのが海外貿易の実績として上がっております。

○大塚審君 この海外経済進出という問題が、わが国の経済に与える影響、この問題もきわめて重要な問題だろうと、私もこの問題について深刻な懸念を持っております。わが国からの海外進出、これの許可の内容、どういふ基準になっておりますのか、これは大蔵省でしょうか、その許可可する基準についてお伺いをいたしたいと思います。

○説明員(大村審一君) いま先生の御質問でございますけれども、いま海外投資はすべて届け出制になっておまして、武器とか麻薬、そういうものを除きまして、原則として届け出をすれば自由に投資できると、こういう体制になっております。○大塚審君 現在、自由経済の体制ですから、そのまま放置してよいものかどうかということになると思っております。これは相当意見の分かれるところであろうと思っております。このまま放置してよいものかどうか、いまのように届け出制と、こういうことだけでは、ろしいのかどうか、その点についての確固たるひ

とつ今後の見通しの上に立つたお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○説明員(大村審一君) 先ほども申し上げましたように、原則として海外投資は自由化されておるわけでございますが、わが国経済に不測の影響を及ぼす場合には、担当官庁である通産省と協議をいたしまして、そのような場合にはその都度協議の上、例外的な産業について海外投資を行うことは是非についてやっております。したがって、いま繊維産業及び皮革産業につきましては、これはそういうものについての投資の届け出がある場合には、これは届け出のみならず、一応通産省と協議いたしました上で決定をしておるといふのが現状でございます。

○大塚審君 国内の産業に対する影響が余りに重大なものでありますので、この問題についてはやはり私は現状で放任ということでは適当ではないと、こう考えるわけでありまして、関連をしまして、海外法人の設立状況と経営の現状、経営の状態、これについてお伺いをいたします。海外の直接投資が急増しているわけですが、円高で投資コストが大幅に軽減している、こういう問題のほかに、国際収支の大幅貿易黒字、こういうこととの是正の問題の解決、こういうことにつながっております、そういうことによるだろうと思っておりますが、そういうことによるだろうと思っております、こういう対日批判を受けておるわけでありまして、こういう問題について大蔵省、それから通産省、この対外進出の動きをどのように評価をされておられますか。それそれひとつ関係の方からお答えをいただきたいと思います。

○説明員(小長啓一君) 先生お尋ねの、海外投資企業の経営状況いかんという問題につきましてはお答えをさせていただきます。通産省の実施いたしましたわが国企業の海外事業活動調査、これはアンケート調査でございますが、それによりまして、現地法人の経営状況の傾向を分析をしておりますと、石油危機後の世界的不況の影響を受けてまして、昭和四十九年度以降経営不

振に陥った企業というのがかなり多くなっております。しかしながら、現地法人みずからの合理化努力、親企業の追加投資による再建策等によりまして、最近におきましては漸次立ち直りの兆しを見せておるといふのが現状でございます。先ほどのアンケート回答企業の数字的な内容でございますが、五十一年度では期間損益黒字企業の割合はアンケート調査をいたしました企業の六四・一%が黒字企業ということになっておるような現状でございます。

○説明員(大村審一君) わが国の実は投資の内容を見てみますと、実は先進各国に比べまして製造業が比較的少ない、大体三割ぐらゐを占めておるわけでございます。先生が先ほど失業の輸出ということをおっしゃいましたけれども、特に失業の輸出という観点からしますと、製造業がどの程度占めておるかということが非常に重要な要素だと思われましても、この点、ほかの先進諸国等とは、たとえば西独の場合には約七割が製造業投資となっております。特に日本の場合には、いわば資源確保という観点からの工業に対する投資量というものは非常に多うございまして、この点だんだん製造業につきましても円高という観点から今後ふえていく傾向にあるかと思っております、そういうふうな問題が起こった場合には、関係官庁と相談の上、適宜対処したいと考えております。

○大塚審君 先ほど申し上げましたように、日本の国内企業、国内産業がこれらに関連をされて追いつけ、そういう状態が大変危機に、苦難の様相を呈しておる、そういう話をしばしば聞かされるわけでありまして、具体的に繊維製品あるいは最近家電用の電気機器、それから玩具、楽器、こういうものの輸入に占める発展途上国のシェア、これらは一段高まっております、こういうことであります。最近では重工業製品にまで発展途上国の進出が著しい、こういうことで、国内産業も影響を受けておる、このまま進めば、今後わが国の産業全般に相当深刻な事態が心配されるわけであり

ますが、このような追い上げに苦しむ業界、該当するものは現在通産省で把握をされておる実情、どのようなようになっておりますか、ひとつお示しをいただきたいと思います。

○説明員(赤川邦雄君) 現在のわが国の繊維製品の輸入状況を拝見しますと、一昨年でございまして七七年は、全体として鎮静化の傾向にございまして、七八年に入ってから、景気回復等もございまして相当の増加でございます。

例示しますと、まずシャツ類でございます。男子用のシャツを見ますと、七七年は前年比一〇・四%でございましたが、七八年は前年比一一・五・五%という増加でございます。それからニットでございますが、ニット製品の輸入でございますが、それぞれ四十八年及び四十九年に約四千二百トン、三億一千万点と高水準でございましたけれども、その後国内需要の低迷もありまして落ちてまいりました。ところが、最近また増勢の傾向にございまして、ニット製品におきましても生地が二千二百トン、それからメリヤス製品が三億三千万点、こういうふうな増加でございます。

○政府委員(森山信吾君) 先生から御指摘のございました発展途上国からの追い上げによって国内の生産が衰退をしておる代表的なものは何かということでございますが、私の所管いたしておるもので申し上げますと、白黒テレビなんかはその代表的なものではないかと思っております。昭和四十四年ごろが日本におきまして白黒テレビの国内生産のピークでございまして、約七百三十万台ぐらゐの生産をしておったわけでございます。その後、いわゆるカラーテレビへの需要のシフトという問題が起こりましたし、その間日本から、あるいはほかの国からの発展途上国に対しまして投資等がだんだんと効果を発揮いたしました。白黒テレビの生産がだんだんと落ち込んできたわけでございます。昭和五十年には約三百十五万台ぐらゐに落ち込んだわけでございます。ピーク時の半分以下になったわけでございます。しかしながら、その後、言うところのラテカセと

いう種類の、これはラジオとテレビとテープレコーダーを組み合わせた日本独特の開発された新しい白黒テレビでございますが、こういう品種の開発に成功いたしました。その後また白黒テレビの生産が向上になっておりました。昭和五十一年、五十二年、五十三年と、だんだんと向上になっておりました。昨年は四百五十六万台の生産ということでございます。したがって、一部発展途上国にシフトいたしましたものの、国内におきましていろいろとアイデアを發揮いたしまして、新商品の開発ということによりまして、失ったものの回復と言いましようか、そういうものに努力しておる。片や、発展途上国に対しては、技術の移転に成功した。この両々相まらちまして、相互に被害のないような対策を講じておる、こういう現況でございます。

○大塚君 いまのお答えいただいた問題に関連して、二、三、もう一歩突っ込んでお尋ねをいたしたいと思つて、いわゆるシャツ業界、このシャツの場合は、輸入は七三年には仮需ブームで急増を来し、七六年百五十九万ダース、七七年百六十五万ダース、こういうふうに国内需要が二〇%に達するに至っておるわけでありませう。

一方、輸出にあつては、六九年度二百七十五万ダース、七三年には二十八万ダース、七五年には〇・九万ダースというぐあい、まさにシャツ製造業は今後輸出市場から完全に撤退をし、国内需要、内需依存型の産業に変貌しようとしておるわけでありませう。

現在、輸入品と激しく競争しているわけでありませうが、こうした実情にかんがみて、今般シャツのわが国市場への流入増大について通産省ではどのような考えを持っておられるのか。
ちなみに、輸入のうち東南アジアからの輸入が占める割合が大変大きいわけでありませうが、実に九〇%以上、そしてその結果、国内の製造事業所数によれば、七〇年には四百四十四社あったものが、七六年には三百三十一社と激減をいたしております。

す。この調子で進むと、今後数年後にはわが国ではシャツ製造業が消えてなくなつてとろけてしまふと、こういう見方も出てくるわけでありませう。この対策を一体——これはもうお手上げなんですか。全然対策の道はないと、こういうことになるわけですか、どうお考えですか。

○説明員(赤川邦雄君) わが国のワイシャツの年間需要量は大体七千万枚から九千万枚でございます。このうち国内生産で約六千万枚から七千万枚がつくられております。したがって残り約二千万枚ぐらいが輸入品でございます。これが現在でございます。

それから輸出につきましては、ほほいまのとおりでございます。たとえば四十五年には二百四十一万ダース輸出がございましたが、五十三年では約四千ダースと、ほとんどございません。そういうふうになつて、わが国のワイシャツ産業は、御指摘のとおり、輸出産業から国内需向きになつていくというふうな思ひます。

しかし、現在のワイシャツにつきましては、去年の秋以降少し需要がふえておりました。現在年間五%ぐらいの増加でございます。生産もほぼ横ばいでございます。

中身を見ますと、たとえばことしの売れ行きはよかつたのは、小売り価格の五千円前後、いわゆるベターゾーンでございます。さらにはドビー、ジャカード使用のものも好評でございます。さらには昨年夏におきましては、両ポケットつきのシャツ、肩章つき等もございまして、単に安からず、悪かろうじやなくて、ある程度ベターゾーンのものが最近調子がいいというところでございませう。

そういう意味におきまして、必ずしも近隣諸国の追い上げに負けるのぢやなくて、やはり日本の国民性に合ったそういうふうな高品質のシャツをつくれれば十分対抗し得る。まさに今回御審議中の繊維の構造改善法は、そういう後進国に対抗し得るようなベターゾーンのシャツのつくられるような体制をつくりたい、こういうふうな趣旨でございます。

○大塚君 大分客観的なお答えをいただいて、安心する。一方そういう気持ちもございませうが、そういうことでこれらに対する対策というものを、お考えいただかないで今後悔いを残すようなことはありませうか。
それからあと、家電業界の問題でもう少しお尋ねをいたします。

白黒テレビの生産、これは先ほどお話ありましたように六九年の七百二十八万台、これから年々減少して七五年には三百十五万台、それから輸出が大変減つておるわけでありませうが、七一年の三百九十三万台から七五年に二百二十九万台と、これと今度は反対に輸入の方は、韓国製品、これが七二年の六千台から七五年には十二万台、台湾製品では七三年の四千台から七四年が四万台と、いずれも輸入の急増をいたしております。このような輸入の増大による競争の度合い、これは今後一層強まるだらうと思ひますが、多くの企業で雇用調整、地方工場の整理、こういうことが現に各地で行われておりますし、私どものごく周辺でもそういう強い不安、影響が現実起きてきております。特に重大なのは下請工場、発注の削減、系列の強化と、こういうことが行われておるわけでありませうが、こうしたわが国の家電業界においてさ

えもこのような傾向がどんどん進んでおるわけでありませう。その他の集約的な産業、これもやはり同じような傾向をたどるものと心配をされませうし、そのスピードも産業の再編成、こういうことで着々進められておるようでありませう。この実情についてどのように把握をされておられますか、ひとつ現状をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(森山信吾君) 先ほど例にとりました白黒テレビでお答えを申し上げてみたいと思ひます。ただいま先生から御指摘もございましたような数字でございます。特に輸入につきましては四十六年から輸入が始まりまして、昨年五十三年の総輸入額が十三万四千台でございます。そのうちの十三万三千台が白黒テレビでございます。これは近隣諸国から入つてきているという実情でございます。先ほどお答えいたしました日本の国内におきまして生産が四百五十六万台でございますので、輸入の台数をシェアで申し上げますと、比率で申し上げますと約三%ということでございます。したがって、私どもは現段階におきましては、特に輸入品が国内の生産を圧迫することはないと思ひます。そういう気がいたしません。それよりもむしろ、日本の輸出市場が近隣諸国によつて、言葉は悪いんでございませうけれども、奪われるというふうなことがより被害が大きいのではないかと、こういう感じがいたします。

ちなみに輸出の状況を見ますと、輸出につきましては、昭和四十六年がピークでございます。四百六十六万台の輸出があつたわけでございますが、その後急激に落ち込みまして、昭和五十年には二百三十万台まで落ち込んだわけでございます。これはいわゆる近隣諸国からの追い上げを食つたということが一つ原因ではなからうかというところでございまして、むしろ輸入によるダメージよりは、輸出先の市場が発展途上国に奪われるというところの方が大きな問題ではないかと、こう思つてございませう。しかしながら、先ほどお答え申し上げましたとおり、やはり発展途上国に對しまして技術移転をしていくということは先進国としての一つの責務でもございませうので、そういう意味で、私どもは市場を失われたことに対してとやかく言うべきではないと思ひます。さばりながら、国内のいわゆる中小企業の方々に對する配慮という問題もございませうので、そこにかつ新しい新製品の開拓というものに努めていかなくちやならぬと、これが家電業界に課せられた使命ではないかと、こう思つてございませう。

そこで、先ほど例示に出しましたとえばラジオとテレビとカセットを一緒にしたラテカセというふうな新製品、これはわが国独自で開発したようなものでございませうので、こういうものを新たに生産することによりまして近隣諸国との競合を

避けていく、こういう姿勢が私にとりましては重要ではないかということをごさいます、そういう方向で対策をやっておるわけをごさいます。

それから、御指摘のごさいました近隣諸国の追い上げによりまして、国内の中小企業の方々が圧迫を受けているのではないかと、あるいは雇用問題に大きな影響を与えておるのではないかと、ということをごさいますけれども、ここに一つの数字がございます。毎月勤労統計によりまして、昭和五十年を一〇〇にいたしました場合の昭和五十四年二月の産業別の雇用指数をみますと、全産業が九五・四になっておりますのに対して、電気機械器具製造業は九八・二でございまして、むしろ全産業平均よりも電気機械器具製造業の方が雇用指数は高いという数字も出ておりますので、私どもはマクロの立場から言いますと、家庭電器製品業界につきましてはそう特に大した問題はなはいんではないか、こういう気がいたします。もちろん、ミクロの問題といたしまして、具体的にお困りのケースも多々あるかと思っておりますので、そういう点につきましては、ミクロの行政といたしまして十分配慮を図ってまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございまして。

○大塚君 もう一つ問題は、自転車業界、これの問題で私どもの地元の足利に関連の企業があつて実は深刻な打撃を受けているわけでありまして、この自転車に關しては現況どのようになつておりますか。これに対する対策、通産省の方針、こういうものについてひとつお聞かせをいたしたいと思います。

○政府委員(森山信吾君) 自転車につきましては、特にいま資料を持ってまいっておりますが、傾向として申し上げますと、日本の自転車産業は終戦後一貫いたしまして輸出で支えられてきたというものが現況じゃないかと思つてございまして。しかしながら、この数年前からアメリカに対する輸出がかなり低迷をいたしてきておりまして、これが自転車業界に対する相当な圧迫になつておるといふことをごさいます。私どももいたしましては、より高級品を開発するということがアメリカに対する、あるいは全世界に対する輸出を再び回復させる最善の方法ではないかということをごさいます。ちなみに発展途上国におきましてこの数年大変な自転車製造ブームといふものがございまして、日本品との競合という問題が起つておるといふことをごさいます。

そこで、先ほどテレビでも申し上げましたように、やはり何か知恵を出して日本でなければできないような新製品の開発、開発をするということではないかということをごさいます。私どもは現在自転車輸出組合を中心にして、新しい自転車輸出のあり方等につきまして鋭意検討を進めておるところでございまして、そういう方向に沿ひましてより高級なものを輸出するという精神で業界を指導してまいりたい、かように考えておるところでございまして。

○大塚君 時間の關係で追ひ上げに對する産業調整策の問題、対応策の問題について質問を進めたいと思ひますが、産業調整の問題、これは需要構造の変化あるいは技術革新、為替レートの変動、さまざま要因により引き起される問題であると思ひます。単に経済協力の観点からのみとらえるべきものではないかということも承知をいたしております。しかしながら、真に実りある経済協力を実現するためには産業の一層の知識集約化、高付加価値化を図り、発展途上国との競合をしないよう産業構造の改革と申しますか、こういうことに努力を図るべきだと、このように考えておるわけでありまして、そのためには早急にわが国の産業政策の見直し、これをはつきりさせて、その対策を確立する必要があると思つてございまして、長官、これはどんなふうにお考えですか。

○國務大臣(小坂徳三郎君) 今日までの国際的な経済の発展のプロセスを見ておると、いずれの国でもやはり発展途上国がだんだんと成長いたしまして、技術も向上いたしまして、それが逆に援助してくれた国だけでなしに、いわゆる先進諸国に低いコスト、あるいは良質の製品として入つてきている状況が見られるわけでありまして。やはり私は、これはひとつの自由貿易体制の中においては必然的な方向であるし、また、そうした犠牲をわれわれがある程度忍ぶということによつて、世界の他の発展途上国が、また、これは国民の生活の安定がだんだん確保されていくということも、やはりわれわれとしては考えなくちゃいけないと思つてございまして。

しかし、直接的にたゞいままで御指摘の種々の製品が、いわゆる近隣諸国からの対日輸出という形で日本の業界そのものが相当に困難な状態にあるということももちろん十分踏まえていかなければなりません。先ほど来通産省の局長からの御答弁申し上げているように、私やはり工業生産品というものはやはりそうした刺激を受けてさらに発展するものである、基本的には。そしてまた、そうした外国からの安い、しかも良質のものが入つてくることに對して、それをさらに改良進歩させるということが、発展している国家においては当然の私には仕事ではないかと思つてございまして、非常に良質かつ低廉なものによつて日本の一部産業が非常に妨害を受ける、打撃を受けるという事態があつても、私はそれは必ずまたその業界が奮起してそれ以上の製品をつくつて、そして他にまた生きていく道を必ず発見していくものだ。私はそれが資本主義、自由主義社会あるいは経済体制の一つの大きなメリットではないかと考えております。

○大塚君 この追ひ上げに對する対応策、一応抽象的ですが、お答えをいただいたわけでありまして、途上国との競合状態、これはすべての産業に同時に生ずると、こういうことでは確かにないと思ひます。たとえば、低、中級品製品あるいは低、中級の部品、このような特定の分野において生ずる、こういうことを考えますと、わが国としても

困難はいろいろあると思ひますが、やはり方向転換、それはいまお話ありましたように、高度化という問題をせざるを得ない。こういうことにならうと考えるわけでありまして。そうすれば、この転換というもののための適切な指導措置、こういうものが現在政府にとつてはきわめて重要な課題であらうと考えるわけでありまして、こういうことについて通産省、何か現状を見る限りではどうも十分でない、こういうふうな認識しかとれませんが、これらの対応策についてどのようにお考えになつておるか。政府の責任ある行政、これを打ち出すべきだと思つてございまして、この点についての答えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○説明員(小長啓一君) 先生御指摘のように、経済協力を積極的に推進していく過程におきまして、産業調整の問題というものは不可避の問題であると思つてございまして。しかし、われわれはそれを後向きに避けて通るのではなくて、前向きの方でこれを解決していくべきではないかというのを基本的姿勢として考えておるわけでございます。

具体的には通産省の所管の業種につきましてやっておる施策といたしまして御説明をさせていただきますと、通産省関係では、特定不況産業安定臨時措置法に基づきます過剰設備の処理対策、中小企業事業転換対策臨時措置法に基づく事業転換対策、特定不況地域中小企業対策臨時措置法に基づく特定不況地域対策、それから、先ほど課長が御説明いたしました繊維産業の構造改善の具体的な施策、等々の施策を多角的かつ有機的に推進することによりまして、現下の産業調整問題に對しておるといふのが現状でございまして。

○大塚君 このような問題の核と申しますか、重要な問題はこういうところにあるのではないかと考えるわけでありまして、東南アジア中進国、こう言われる発展途上国との關係において、わが国がとるべき方向と申すのは経済協力、こういうこと以外にないということをおもひます。このような経済協

力の眼目がわが国の産業調整、これを基軸とする国際分業の展開にあるということもそのとおりであるかと思えます。それにもかかわらず障害、抵抗、こういうものが多い場合に産業調整コストに起因することが大きいと思うわけでありませう。これらのコストとは具体的には何を指すものか。産業調整を進めると、こういうことで考えた場合に、こうした障害を排除するために政府は少なくとも競合分野、こういうものの実態、それから対応の方向、さらに問題業種がわが国での規模、これに対応する東アジアの生産体制、これらの実情、比較、このくらいははっきり政府自身が把握をして、それに基づいて対応策を立てることができ、どうしても必要であれば現状況のように把握をされておりますか、お聞かせをいただきたい。

○説明員(小長啓一君) 大規模な経済協力案件を推進する場合におきましては、たとえば、イランに石油化学工場を設置するとか、あるいはサウジアラビアに同じく石油化学工場を設置するとか、あるいはインドネシアにアルミニウムの工場をつくるか、あるいはブラジルに同様にアルミニウムの工場をつくるかという大規模な経済協力案件を推進する過程におきましては、国内の長期ビジョンをまずやりまして、当該業種の十年、十五年後の需給状況がどうなっておるかということ想定をいたしまして、その中でそれぞれのプロジェクトがどういう位置づけになるかということ判断した上で、具体的な推進を図っておるのが現状でございます。

それから、先ほど先生がお触れになりました具体的な産業調整の問題でございますけれども、先ほど私も申し上げております具体的な法的措置については説明をさせていただいたわけでございますが、もうちょっとかみ砕いて言わしていただきますと、まず第一に、産業調整政策を具体的に進めていく過程でやらなければいけない施策といたしましては、まず産業調整が円滑に進展するための基盤を形成することが必要である。そのために

は技術開発を推進いたしますと同時に、新規産業の育成と高付加価値産業の育成を図っていくことが必要でございます。と同時に、持続的な経済成長を維持していくメカニズムを考えていく必要がございます。それは経済社会の活力を維持するということにもつながるわけでございます。そういうことが前提となる産業調整が円滑に行われる基盤ができるということになるのではないかと、思うわけでございます。

第二に、産業調整過程において生じざるを得ない雇用問題というのが出てくるわけでございますが、その雇用問題を解決するためには、雇用対策の拡充強化を図ることが当然前提として必要なのがございます。そのため、雇用保険法であるとかあるいは特定不況業種離職者臨時措置法といったような法的措置によりまして、産業調整に伴う雇用問題の施策を一層充実していく必要があるのではないかと、思うわけでございます。

それから第三に、産業調整を進める過程におきまして、業種によりましては事業転換を進める必要というのが出てくる場合もあるわけがございます。事業転換が円滑に進められるということが産業調整の前提となるわけでございます。具体的には、先ほど触れましたような中小企業事業転換対策臨時措置法等の措置によりまして、事業転換を円滑に進めていく措置を講じてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○大塚壽君 この事業転換の進捗状況、それから雇用の問題、もう少し突っ込んでお尋ねをいたします。

現在、中小企業事業転換対策臨時措置法、こういう法律が制定をされて、その対策が進められておるわけですが、その状況は必ずしも円滑に進んでおるとは、どうも認めがたい、そういう感じでございます。一体その原因は何なのか、その解決のためには今後どのような対策が必要と考えられておるか、そのところをお聞かせいただきたいと思っております。

○説明員(小長啓一君) いま御指摘の問題につきましては、なかなかその答えがむずかしい、一番むずかしいポイントでございますので、直接の答えになっていくかどうか、必ずしも定かではございませんけれども、具体的に事業転換を進めていく場合に、どの業種を受けざらとして考えるかということが一番重要な問題なわけでございます。ところが、現状、受けざらとして考えられておる業種にも、すでに雇用状況等から見まして、なかなか受け入れがたい状況というのが存在しているわけでございます。したがって、転換先が見つからないために、事業転換というのがうまく進まないというのが現状としてあるわけでございます。したがって、われわれとしては、ある種の産業構造ビジョンといえますが、十年、十五年先の産業構造はかくあるべしというビジョンを提示いたしまして、そのビジョンの中で新しい受けざらを用意していく必要があるのではないかと、思うわけでございます。

○大塚壽君 確かにむずかしい問題であることは承知をいたしておりますが、余りにも具体性のないうような回答で、率直に言っているお答えでは、不満でございます。

もう一つの雇用対策の問題、この問題についてお尋ねをいたしたいと思っておりますが、必然的に産業調整過程において生ずる問題が、この雇用問題であるかと思っております。雇用対策の充実強化、これを最もやっばり政府としても本気になつて取り組まなければならぬ問題であろうと思っておりますが、現在の雇用保険法、特定不況業種離職者臨時措置法、こういうものによる産業調整に伴う雇用問題の施策、これは一応形の上では整備をされた、こう言われるものの、対象者の生活環境はきわめて厳しい、悪いものである、改善の余地が十分にあるかと思っておりますが、この雇用保険法、特定不況業種離職者臨時措置法、これらについて、改善の余地はどの程度におありになるかとお考えになるか、ひとつ率直に担当者の御指摘をお聞かせいただきたいと思います。

○説明員(白井晋太郎君) お答えいたします。先ほど通産省から御説明がありましたように、産業調整に伴いますいわゆる事業側での法的措置、それに関連いたしまして、いま先生がおっしゃいましたような雇用面での法的措置がとられていくわけでございます。雇用保険法上のいわゆる安定事業、安定資金制度を活用いたしました制度によりまして、事業転換その他特定不況業種からの転換に伴いますいわゆる失業の予防と申しますか、いわゆる職種転換をしていく場合に教育訓練その他に對します助成制度、それから先ほどの特定不況業種、特定不況地域からの離職者に対する特別の措置をとっているわけでございます。これらの制度につきましては、特定不況地域、特定不況業種の制度等は十分に活用されていると思っておりますが、安定事業そのものにつきましては、制度そのものが発足いたしましたときには、その中の雇用調整給付金その他の制度が非常に活用されたわけでございますが、企業のいわゆる経済の変動に伴います雇用調整の方法その他が変化してくるということに對応いたしまして、安定事業の制度の活用につきましては、いま先生の御指摘のような問題も生じております。これらにつきましては、中高年齢者雇用開発給付金等を主体といたしました雇用開発事業を新設するというようなことを出しておりますが、経済の変動に對応いたしました雇用の対応ということで、時宜に適切に合いました対応策を今後も統括してまいりたいというふうに思っております。

○大塚壽君 もっと具体的に対策をお聞きしたいわけですが、次に進ませていただきます。労働省関係に、この過剰労働力の受けざら問題、拡大、どうしてもそういうことを願うわけがあります、現実にはこの不足という問題が心配されるわけがあります。自動車業界、家電業界、こういう業種が好調で、雇用吸収が比較的大きい産業、これらの海外進出が今後どんどん続けば、造船などの不況業種からの離職者の受けざらが小

さくなるという心配が同時に起きてくるわけであり、産業構造の転換に伴う労働力の移動、この労働力の移動が円滑に進まなくなる、こういうおそれが出てくるわけであり、この点について、労働省としてはどうお考えなのか、それから通産省としては、この海外経済協力という問題に関連して、こういう点はどういう配慮と申しますか、考え方をとおられるのか、双方からお聞かせをいただきたいと思ひます。

○説明員(白井晋太郎君) いま具体的に挙げられました例により、まず問題点もございしますが、雇用量全体の問題は、いわゆるわが国の経済の全体の問題でございまして、先ほどから経済企画庁その他からお話がございましたように、わが国産業の発展のためには、海外との協力も必要であるということがあるわけございまして、その辺でわが国の経済の安定的成長が図られるということ、経済計画官庁、事業官庁との協力のもとで進められなければならないというふうに思っております。現在の状況では、しかしながら、従事者数では毎年平均五、六十万の増加を見ているわけございまして、これらがいまおっしゃいました造船業その他から出てくる離職者、特に中高年の離職者等にどういふように求人と求職が対応するか、そういうような点に問題があるわけございまして、その辺につきましても、先ほど申し上げましたような制度、職業訓練その他能力開発を進めますことによりまして需給の調整を図っていくというところが必要じゃないかというふうに思っております。

○説明員(小長啓一君) 先生御指摘の、海外への直接投資によって国内の雇用が減少しているのではないかと、この点につきましては、その点につきましては、私どもは必ずしもそういうふうには理解しておりません。と申しますのは、最近国内の雇用が減少しておるといふのは、日本経済全体の景気の低迷であるとか、産業構造の変化等による原因が大きいのではないかと、この点についてお聞きします、それから海外投資の面で見ても、

第九部 商工委員会議録第六号 昭和五十四年四月二十四日【参議院】

ますと、なぜ海外投資が行われるかというその一つの理由は、受け入れ国が輸入制限をやったり、あるいは高い関税をかけることによって関税障壁をつくるというふうなことで輸出が困難になるというふうな場合に、海外投資を行うというのが多いわけございまして、そのような場合には海外投資がなくても輸出市場がなくなりまして、その結果国内生産が減少するというふうな事態にも追い込まれる可能性もあるわけございまして、そういう面でも逆に雇用が減少するということも考えられるわけございまして、したがって、ある見方をいたしますと、海外投資によって市場が維持確保されまして、それによって国内の生産が増加するということも期待できる場合もあるわけございまして、そうならば国内の雇用にとつても好ましい影響が出てくるのではないかと、この点についてお聞きします、一義的に日本の海外投資が雇用の減少につながるというところは即断はできないんじゃないかというふうに考えております。

○大塚審君 即断はそれは確かにむずかしいと思ひます。だけれども、雇用という問題に関しては、受けるダメージというか、不安材料がやっぱり私はどうしてもぬぐい去ることができません。これと、もう一つの問題は、海外生産切りかえによる国内の景気の打撃、この問題もやっぱりこの際どうしても考えておかなければならない問題だらうと思ひます。国内での設備稼働率が上がり始めたこと、こういうことを聞くわけでありまして、しかし現状はまあ先行き不透明の部分も大きく残されておるわけでありまして、企業が海外での生産に切りかえをする。製品の日本市場への大量流入を受ける。国内の生産者は当然これによって大打撃を受けることも予想されるわけでありまして、国内の景気の回復を図る、拡大を図ると、こういうことを進めておるわが国の政府としても、この点をやっぱり現状において先の見通しを正しく把握をして、今後これらの問題をどう解決するかという問題に対しての対策も必要であらうと考えるわけ

であります。大臣、この点については大臣としてはどうお考えでございませうか。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 大塚委員のたゞいまの御発言は、きわめて重要な問題であると私も考えます。ただ、われわれもいたしましては、まず一義的に国内の内需を拡大するというところによって日本の雇用関係のこれ以上の失業の増大をまず防ぐということが今年度のわれわれの最大の目標でございまして、その面で大いに努力をいたしたい。また、たゞいま御指摘の特定不況産業あるいは特定不況の地域、こうしたところに出る失業問題は、そういうことに対しては、やはりわれわれが可能なことは、その地域をもう一回繁栄した地域にするということ、それでもなお時間がかかる場合には、できるだけ公共投資等をそこに集中していくということ、それは本来の意味では多少迂回的な形になるかもしれませんが、やはりその地域の有効需要をともかく拡大するというところにきめ細かく配慮をしていく必要がある。また、それをいま政府としては実践をいたしておるところでございまして、そうしたような種々の政策とともに、やや中期的な考えに立ちますときに、やはり生産工場から出たいわゆる失業という問題の解決のためには、われわれはこの際第三次産業、特に公共的なサービス、教育であるとかあるいはその他等の公共的なサービスの部門を雇用の場として拡充したい。また、そのプログラムをつくらなくちゃいけない。また同時に、そうしたものの需要がどれくらい潜在的にあるかということも掘り起こさなくちゃいけない。われわれは現在の日本の失業問題に対して、必ずしも生産部門から出た方たちを生産部門にまた吸収するという、これは最も理想的な形だと思ひますが、しかしそれがなかなか全般的に進歩が遅いような場合には、むしろ第三次部門の中に潜在的な需要がまだまだたくさんあると思ひます。また、日本の経済政策と申しましよるか、一種の政策全般の目から見ても、公共的なサービスというものを対しての評価、あるいはまたそれに対しての本当の需要の把握、さ

らに積極的にその場においての雇用の増大ということを今年度からわれわれは一つの大きな命題として取り組み始めたところでございまして、やはりそのような関係の中で全般としての雇用状態の改善ということをやつていかなければならない、そのように考えておるわけございまして、きわめて抽象的なお答えになって恐縮でございしますが、しかしわれわれの考え方自体は、そうした面を通じての雇用の拡大ということをありとあらゆる可能性を追求していく、これが現在のわれわれの方針として御理解を賜りたいと思っております。

○大塚審君 同じ問題で通産省からの答弁を求めたいと思ひます。

○説明員(小長啓一君) 通産省関連で輸入制限の問題についてちょっと先生の御質問の中にございしましたので……

○大塚審君 まだしない。輸入制限というよりも景気との関連の問題。

○説明員(小長啓一君) 景気との関連の問題につきましては、いま小坂長官のお答えになったとおりにございまして、私どももその方向で対処してまいりたいと思ひます。

○大塚審君 輸入制限の問題の話がいま出たものですから、輸入制限の問題をお尋ねいたします。開発途上国からの追い上げ、これが大変急激で、調整のために十分な時間的な余裕がない場合には、何らかの貿易面での緊急避難的な措置、そういうことが必要になってくるだらうと思ひます。現在、こうした観点に基づいてとられておる措置、これはどのようなものがありますか。

こうした制限的措置をとるそのことは、あくまでも産業調整上必要最小限にとどめなければならぬと考えるわけでありまして、途上国からの苦情もまた多いと聞いております。こうしたものについて今後どのように取り扱ひをなさるお考えか、お聞かせをいただきたいと思ひます。何らか改善、こういう道も考えておられるのかどうかお聞かせをいただきます。

三三

○説明員(小長啓一君) 輸入制限の問題についての御質問でございます。私どもといたしましては、日本は貿易立国を国是としておるわけでございまして、貿易に何らかの障害を与えるような措置、すなわち輸入制限というようなことは極力避けるべきであるという先生の御指摘は、そのとおりだとわれわれも思っております。具体的には、こういう産業調整の過程におきまして輸入が急増したというふうな場合に対応する措置といたしまして、私どもは二つの対応を考えていく必要があるのではないかと。一つは内向きな対応ということと、もう一つは外向きな対応ということとを、どうもそちらの対応を優先して考えていく。それから、対外的には、どうしてもそういう問題で輸入制限的な措置を必要とするような場合が起こった場合でも、いきなり伝家の宝刀を抜くということではなくて、まず先方の政府との間で話し合いを通じて解決に努力をするということが必要になってくるのではないかと思っております。

○大塚審君 最後の質問になるわけであります。が、いわゆる発展途上国追いつけに対するわが国産業の長期ビジョンの見直し、この問題が迫られてくるだろうと思っております。国際競争力の変化、これがわが国に与える影響、これを制限をし、日本経済全体の方向づけ、この問題をマクロ的に長期的な視点に立って中期のビジョンを作成しておるだろう。当然通産省その考え方でございまして、その見直しをすべきだとか考え方であります。その用意はおありになるのかどうかお尋ねをいたします。

○説明員(小長啓一君) 先生御指摘のとおりでございます。いままで策定しておりましたビジョンにつきまして、その前提条件がかなり変わってきておることは御指摘のとおりでございます。したがって、現在通産省では八〇年代産業政策ビジョンということで、鋭意新しいビジョンの策定に努力をしておるところでございます。

○大塚審君 次に、質問の三点ですが、日中経済協力についてお尋ねをいたします。伝えられるところでは、工業開発偏重の手直しを中国では強く考えておる、こういうことを報道で承知をいたしておるわけであります。中国は、経済発展十年計画、この中で一九八五年の鉄鋼生産を六千万トンに拡大する目標を持っていたわけでありまして、最近来日した中国政府関係者によると、基本路線には変更はないが、農業にも機械類にも力を入れなくてはならない、経済計画の手直しが必要であるという考え方を述べたようでありまして、上海の宝山製鉄所に続く大型プロジェクトとしても期待していた冀東、鞍山、これらの製鉄所などの建設、こういう問題がどうなるのか、私どもとしてはぜひ知りたくてあります。

また、重工業偏重の是正を進めるに当たって、日本側に対して何らか新しい具体的な協力要請があったのかどうか、この点については、これは外務省になりますか、お尋ねをいたします。

○政府委員(宮本四郎君) 先生御指摘のように、中国は、現在国家建設十年計画を推進中でございます。先般、人民日報に社説がございまして、それによりますと、中国は農業、軽工業、重工業、十分よく均衡のとれた建設を進めるべきであるという社説がございました。そこで、私も外務省現地北京の大使館を通じて、これはどういう意味のものであるかということ、これはどういふ意味のことでございまして、そのときには、農業、軽工業、重工業がバランスをとって中国の国家建設を進めるべきであるという基本方針は従来から言われたことであり、このことによつていささかも基本方針を変えるものではない、こういう中国当局の返事が返つてまいりました。ただ、その後いろいろなニュースその他が散在いたしております。

て、それによりますと、中国は、国家建設計画についての若干の見直しをやっているようであるという情報は得ておるわけでございます。しかしながら、日本に対する協力の要請といたしましては、昨年来鉄鋼、石炭、非鉄金属あるいは水力発電、石油開発、探鉱その他の産業技術の協力、あるいはまた企業の管理の技術の協力、こういったものにつきまして全然その後の新しい変化ある要請は行われておらない次第でございます。

○大塚審君 次に、具体的な問題で、石油に関する問題でお尋ねをいたします。

日中石油開発プロジェクトの見直しですが、一月中旬から東京で開催された中国交渉団との間の交渉、渤海湾の日中石油開発条件交渉、これが始まって二月には大筋合意をしたと、こういうことを聞くわけであります。その後中国代表団が帰国して以来この交渉が凍結状態と、こういう受けとめをしておるわけですが、そこへ今度は米政府より、対中プラント輸出に伴う延べ払い融資条件、金利が六・二五％であることは、先進七カ国のOECDガイドライン、この金利よりも低過ぎる、それからまた融資適用はひもつき、こういうことにすべきではないと、こういうこと、この申し入れがあったと聞くと、これは通産省と資源エネルギー庁関係の方においでになっておりますか、双方からお答えをいただきたいと思っております。

○政府委員(宮本四郎君) 資源エネルギー庁おられますので、私一括してお答えさせていただきます。中国における石油の探鉱開発の協力でございますが、地点といたしましては、渤海湾それから山東半島の南部、黄海さらには東海、南海、南海は特に珠江のデルタでございます。こういう地点があると思っております。中国から正式に提案が、要請がございましたのは渤海湾でございます。

の地点につきまして、先ほど御指摘のように、昨年来折衝を続けておりました、本年も一月から二月の間、中国の代表団が参りまして鋭意交渉中でございます。問題は相当煮詰まったわけでございまして、途途中で中国代表団が本国に帰る必要があるということになりまして帰国をした次第でございます。

他方、中国の石油問題につきまして、諸外国、特に米系のメジャーなどを中心といたしまして接触を続けておるといふことは、いろんな情報で私どもも存じておるところでございます。ただ本件が、本件と申しますのは、渤海湾に関する日中の合作の問題でございますが、これにつきましては、中国側が本国に帰りまして各方面と接触をした上で返事をするので、さらに交渉を続けるということになっておりました、現在までのところはその返事を得ておらない次第でございます。

もう一点、お尋ねの石油の合作をいたします場合に開発資金を輸銀から供与する、この場合に、輸銀の開発輸入金融を供与したらどうかということ、日中の間で話し合いが行われておるわけでございまして、ただ、この金利につきましては六％台の金利でございますので、いわゆるプラント機械類の輸出にかかわるOECDのガイドライン金利よりは下回っておる、そういう点につきまして米側がどういふふうな関係があるのかと、こういう質問をしてきたことは事実でございます。私どもの方は、本件は開発輸入金融である、石油、石炭などの日本側が必要とする物資の開発輸入であつて、プラントを輸出するための金融ではない、さらに本件は、中国側にも話し合ひがございまして供与された場合におきまして、それによつて調達される物資は日本から必ずしもひもがついておるわけではございませんので、先方の任意によりまして、最も有利な条件によりましてどこの国からでも輸入することができ、こういうふうになっておるから、私も鋭意米側などの了解を得るよう努力をいたしますれば、先方も納得してくるのではないかと、かように存じておる次第でございます。

また、重工業偏重の是正を進めるに当たって、日本側に対して何らか新しい具体的な協力要請があったのかどうか、この点については、これは外務省になりますか、お尋ねをいたします。

○政府委員(宮本四郎君) 先生御指摘のように、中国は、現在国家建設十年計画を推進中でございます。先般、人民日報に社説がございまして、それによりますと、中国は農業、軽工業、重工業、十分よく均衡のとれた建設を進めるべきであるという社説がございました。そこで、私も外務省現地北京の大使館を通じて、これはどういう意味のものであるかということ、これはどういふ意味のことでございまして、そのときには、農業、軽工業、重工業がバランスをとって中国の国家建設を進めるべきであるという基本方針は従来から言われたことであり、このことによつていささかも基本方針を変えるものではない、こういう中国当局の返事が返つてまいりました。ただ、その後いろいろなニュースその他が散在いたしております。

○大塚審君 最後の質問になるわけであります。が、いわゆる発展途上国追いつけに対するわが国産業の長期ビジョンの見直し、この問題が迫られてくるだろうと思っております。国際競争力の変化、これがわが国に与える影響、これを制限をし、日本経済全体の方向づけ、この問題をマクロ的に長期的な視点に立って中期のビジョンを作成しておるだろう。当然通産省その考え方でございまして、その見直しをすべきだとか考え方であります。その用意はおありになるのかどうかお尋ねをいたします。

○説明員(小長啓一君) 先生御指摘のとおりでございます。いままで策定しておりましたビジョンにつきまして、その前提条件がかなり変わってきておることは御指摘のとおりでございます。

○大塚審君 次に、質問の三点ですが、日中経済協力についてお尋ねをいたします。伝えられるところでは、工業開発偏重の手直しを中国では強く考えておる、こういうことを報道で承知をいたしておるわけであります。中国は、経済発展十年計画、この中で一九八五年の鉄鋼生産を六千万トンに拡大する目標を持っていたわけでありまして、最近来日した中国政府関係者によると、基本路線には変更はないが、農業にも機械類にも力を入れなくてはならない、経済計画の手直しが必要であるという考え方を述べたようでありまして、上海の宝山製鉄所に続く大型プロジェクトとしても期待していた冀東、鞍山、これらの製鉄所などの建設、こういう問題がどうなるのか、私どもとしてはぜひ知りたくてあります。

います。

○大塚審君 この米国の申し入れについて、やはり問題があると思ひます。従来、資源開発融資、これが通常の延べ払い融資と區別をされて対象外にすること、またおもつきの指摘に対する資金供与は中国銀行に對象と、いまお答えをいただいたその中にも入っておりますが、その使用というものは中国側の意思で決定をされると、こういう考え方をとつておる以上、今回の米政府の申し入れはまことに不当なものであり、わが国に対する内政干渉と、こう受け取つてもよろしいだらうと、私はこう考へるわけでありませぬ。これは毅然として排除すべきであらうと考へるわけでありませぬが、この問題に関する今後の政府の所信と申しますか、考え方をもう一度ひとつはつきりお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮本四郎君) 米側が申し越しましたのは中国だけに限つたわけではございませぬけれども、輸出信用の条件に關連いたしましてOEC Dのガイドラインなるものがございませぬ。それとの關連でどういふことになるのかという質問を出したわけではございませぬ。したがしまして、先ほど申しましたように、私どもはこれはガイドラインと關係のない開發輸入金融である、しかもアンタイドで供与されるものであるから關係がないといふことで米側に理解を求め、こういう方針で臨みたいと思ひます。

○大塚審君 そうしますと、この対中融資の問題ですが、金利はOEC Dのガイドライン、五年以下の場合七・二五%、五年を超える部分については七・五%と、これを厳守するといふ考え方は、これは先ほどの答弁、これは政府としてはそういうもう確固たる方針でお進めになると、こういうふうにお受けとめてよろしいわけですか。その場合、中国側がこれまでの延べ払いの金融についてはドル建てを要求しておる。日本側の提案する円、ドルによる複数通貨建て、こういう可能性の問題についてはこれは今後どのような方針で、お考えで、どのようなことでの問題の処理、解決を図るお

考えか、そこをどうお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮本四郎君) 中国に日本から輸出されるプラント機械類につきましての輸出金融の条件をいたしましては、ガイドラインを守る所存でございます。

それから、いまお尋ねの中国に対して円、ドル折半で延べ払いの条件を設定したらどうかという問題でございますが、これにつきましては、先般劉希文対外経済部の副部長が訪日いたしました節、日本側から提案した案でございます。劉希文副部長は、これはなかなかよく考へられた案であるけれども、いづれ本國に帰つて關係方面とよく相談の上、正式の返事をすることになっておる次第でございます。私どももできるだけ早くその返事が参るよう期待をいたしております。先般もそのことにつきましての催促を北京の大使館を通じて行つた次第でございます。

○大塚審君 この対中プラントの未発効の問題についてとお尋ねをいたしますが、対中プラント輸出契約の未発効問題、直接には中国の所要資金がさびし過ぎるというか、そういうところから起きた問題だらうと思ひますが、その打開策について対外貿易省が延べ払い方式を提案してきておると、こういう実情によるものだらうと思ひますが、その対象となるものは昨年十二月以降印を現在宙に浮いておるすべてのプラントが対象になるのかどうか、そのところはどうかお尋ねをいたします。

○政府委員(宮本四郎君) 昨年十二月以降、日中の間でプラント輸出の契約が締結されました。これは原則、現金または準現金払いという前提で締結されておつたものでございませぬが、その総計は約七千三百億円でございませぬ。このうち五千三百五十億円相当分につきまして契約がまだ発効できない。なぜならば、担当上層部の許可が取れないからであると、こういう通知をしまつたわけ

でございます。

それから第二点は、しからばこれをどう打開するかという問題でございますが、この点につきましては先般劉希文対外経済部副部長が訪日しました節、私どもの方から打開案について相談をいたしました。その節、新しい延べ払いについて円、ドル折半でどうかという話を出しましたところ、先方はこれはペンディングになっておる案件について適用できないものだらうかと、こういう返事がございました。そこで、日本側からそれは一案かもしれないけれども、現金決済のものを延べ払い条件に変更する場合にはいろいろ条件の改定を必要とするので、私どもとしてはむしろキャッシュベースのものにはキャッシュベースのままで改定をするような方法が望ましい。したがつて、同時に現在日中の間で交渉を進めておられるところの市銀のシンジケートローンを中国に供与するという話がございます。それをもし利用したらどうかという提案を反対にいたしましたわけでございます。先方はこの二つの考へを本國に帰つてよく相談をした上で、またまた返事をすることになっておる次第でございます。

○大塚審君 次に、中国経済協力の問題で外資との競合、この問題についてお尋ねをいたしますが、米中国交樹立、この発表、これはわが國産業界にとつても表面は一応歓迎と、こういうことにならうと思ひますが、今後米國産業界の中國接近、これがパネをつけ加速がつくといふことは確実だらうと思ひます。このような事態では産業界ではもう少し時間が欲しかつたといふような声も聞かれるわけでありませぬが、たとへばそのプラント業界の場合海外技術に依存した代理輸出といふのが実情であり、今後米國諸國の産業界が自主技術でみずから対中商談に切り込んでくると、こうなるだらうと思ひますが、火力発電プラント、原子力等、こういう問題についてはわが國の出番がなくなつてくるのではないかと、特

に、わが國の企業が技術提携先の契約上の海外への技術供与、こういう問題に縛られておる間に欧米企業が頭越しに中國との合作、これが進行することは十分考へられるわけでありませぬ。こうした事情を考へますと、果たして日本の対中貿易が順調に今後発展するかどうか、これはきわめて不安な材料と言わなければなりません。この点についてどういふふうにお考えをいただきたいとお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮本四郎君) 中國に対する外國の資本の協力の關係を、これを競合關係と見るのか、協調關係と見るのか、この点につきましては私どもは今後ほゞとも協調して中國に対して協力をしたいと、かように考へておる次第でございます。もちろん、中國のプロジェクトは非常に多岐にわたつております。金額は非常に多額にわたるわけでございますので、ヨーロッパ、アメリカ、日本、それぞれの特色、立場、これを生かしまして中國の經濟建設の促進のために協力したいと考へております。

○大塚審君 対中貿易の問題について、經濟協力の問題について幾つかの質問があるんですが、対中貿易の問題もあるんですから少し問題をはしりまして、これは公取それから外務省等にも、特許庁等にも關係があるんですが、こゝらはひとつ省かせていただいて、今後の經濟協力の問題で日中合弁構想——中國は昨年の暮れに北京で開かれた日中貿易混合委員会において、國際市場性に富む商品の生産については合弁事業、委託加工方式等弾力的に考へたいとの意向を表明したといふことでありませぬ。この点について、わが國の企業に對し中國國內で裝置産業から輕工業品まで含めた工業製品の分野での導入を申し入れてきておる、こういうことを聞かされておる。このような中國側の提案について政府は前向きで受けとめる意向であるのか、この問題に對する政府の対処のあり方、それをひとつお聞かせいただくと一緒に、もう一つあわせて對中特惠供与の問題についてお尋ねをいたします。

日中混合委員会と同じく中国側は特惠問題の適用を正式に申請してきた、こう伝えられておるわけでありませう。政府は、この対中特惠供与の内容、時期等についていっころ結論を出すお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮本四郎君) 昨春秋に開かれました日中混合委員会の席上、先方が合弁事業についての協力及び対中特惠の問題についての要請をしたことはそのとおりでございます。

合弁事業の方でございますが、そのところから中国側は担当当局を通じて日本側の関係者に合弁の打診をしまいいつてきております。しかしながら、いまだ具体化されたものはないと私どもは聞いておるわけでございますが、その理由は、中国側に、外資の保証制度あるいは会社制度そのものも問題でございますが、いろいろまだ基本のところが決まっておりませんので、こういった投資の環境の整備にかかわる基本的な問題について十分検討する必要があるのではないかと考えておる次第でございます。そういった状況が全部整備されましたら日中の両当事者が望ましいと考えるのであれば、私どもも大いにこういふ合弁の事業を推進してはかると考えておる次第でございますけれども、そのためには前提要件を整備する必要がありますと現在はお考えしております。

特惠につきましては、外務省の方からお答え申し上げます。

○政府委員(羽澤光彦君) お答えいたします。

先生もおっしゃいましたように、中国側は日本の特惠を受けたという希望を表明いたしておられます。それで、中国に特惠を与える場合には関税暫定措置法というものの改定を必要とするわけでございますが、これは予算関連法案ということで、もし特惠を供与する場合にも、その改正をして実施に踏み切るといふのは明年四月一日以降になるのではないかと思ひます。しかし、それ以前にも政府としてはなるべく早く関係省間の意見を調整いたしまして結論を出し、しかるべき方法で中国側に日本政府の方針を説明したい、こういうふう

に考えていま関係各省間の検討を進めておる段階でございます。

○大塚篤君 日ソ経済協力についても質問をしようと思ひましたが、時間が切れましたので質問はこれで打ち切る考えであります。

ソ連の経済開発計画の中に日本の協力を強く求めておる。その内容は、民間ベースよりも政府間協定による日本政府の対ソ協力を安定的なものにしたい、こういう期待を込められておるようでありませう。この問題は、日本の今後の進路にとって対中経済協力の問題と車の両輪のようにきわめて重要な問題であると思うわけでありませう。この長期経済協力協定の締結、政府では聞くところによるところも消極的のよう聞いておるわけでありませうが、今後の対ソ関係、こういうものの修復のためにソ連が執拗に要求しておる日ソ善隣協力、こういう条約にかかわるものとさ言われておるわけでありませうので、これらの問題についても本気になつて積極的に今後政府として取り組んでいただきますよう、そうでない場合に、これは思ひがけない大きな私どもにとつても困難な事態が招来するおそれがあると思ふものから、このことを強く要望申し上げて私の質問を終わらせていただきます。

○馬場富君 議案の質問に先立ちまして、いま問題となつておる東京サミットに先立って、来月マニラで国連貿易開発会議総会が持たれることになつておりますが、これには総理も出席の予定と申すように報道されておるかと、政府はこの総会をどのようにとらえておるかという点について長官から御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(小坂徳三郎君) マニラにおきます今度のUNCTADの会議は、われわれとしましては非常に重要な会議と心得ております。また、このUNCTADにおきまして従来問題になつておりました一種の基金等の、一次産品共通基金等に關しまして結論が出されることを期待しております。われわれとしましては、このUNCTADの会議が成功することを心から願つておるの

われわれの姿勢でございます。

○馬場富君 特に、この総会で発展途上国は新たな多角的貿易交渉を開始する提案として、途上国ラウンドというものを提案するといふようなニュースもされておりますが、この点についてはどうでしょうか。

○政府委員(羽澤光彦君) お答えいたします。

東京ラウンドにおきましては、関税及び関税以外のいわゆる非関税措置につきましても、できるだけ開発途上国に対して特別の措置をとるべきであるといふことで努力してまいりましたし、それなりの工夫も加えられたわけでございますけれども、現在開発途上国側においてなおそれを不満とされていることは事実でございます。しかしながら、これだけの時間をかけ、協力を重ねて、努力を重ねて東京ラウンドがようやく四月十二日でございますけれども一応の決着を見た段階でございます。したがらば、LDCのための特別のラウンドといふことをまた再開するということになります。この東京ラウンドでもとめたもの自身が壊れてしまつたといふ危険もございませう。いまこの段階においてLDCラウンドを云々することは途上国自身の利益にとつても不利ではないかといふふうにお考えをしております。しかしながら、申し上げましたように、途上国の方におきましていろいろまだ注文もございませうので、そういった問題に關しましてはこれから二国間ベース等におきましてなるべく要請を聞き、かつその要請にこたえていきたいといふのが現在さしあたつてのわれわれの考えでございます。

○馬場富君 特に先進国のいわゆる東京ラウンドに対する合意に対して、開発国はやはり先進国主導型だといふような点でかなりの反発が強いようですが、このために総理が日本の代表として今度行くわけですけれども、やはりこういういふような言われた関税の問題や諸条件の問題とあわせて、またいまのそういう先進国の感情的な問題等も含めて、これは日本の政府としてやはりこの点非常にこの会議が、総会が大きい地位を占める

といふ点でもう一遍長官、その点についての腹がまえです。

○国務大臣(小坂徳三郎君) ただいま馬場委員の仰せられたと全くわれわれ同じような考えでおるわけでございます。

○馬場富君 次に、今度は議案の関係で、海外経済協力基金の、基金の概要と現況について説明していただきたいと思ひます。

○参考人(石原周夫君) 経済協力基金は昭和三十六年に開始いたしました。最初は一般案件だけであつたんですが、法律改正をいたしましたので、昭和四十一年以来政府借款の仕事をしております。政府借款の仕事が現在約九割を占めておるわけでございます。今後におきましてもその割合はふえていくであろうといふふうに考えておるわけでございます。

資金につきましては、先ほども企画庁から御答弁があつたわけですが、従来、所要資金の財源といたしまして、一般会計からの出資と借入金を一対一という割合で賄つておりました。借入金の方は今日まで全額資金運用部資金によつてきたわけでありませう。全体の今日の残高で一兆一千億円、累計をいたしますと一兆九千億円ほどの借款の供与をいたしてまいつたわけでありませう。

今日、その状況で、今後の資金増加に対応いたしますために、今日御提案をいたしておられますような法律改正をお願いをいたしておるわけでありませう。

○馬場富君 特にここでいふ人々の問題が出ていますけれども、この基金の関係についての人事についてはどのように配慮されておるか、ちょっと御説明を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 人事につきましては、今回この法改正の中で、副総裁を一名増員をお願いしておるわけでございますが、この件につきましては、この基金の現在の役割りはきわめて重要でございますし、また、特に、代表権を持つた総裁が一人といふことは、きわめて活動が広範に

現在なっておりますし、そうした場合に先方は大政府の關係あるいはまた政府機関、金融機関等の總裁という地位の人が常にわれわれの交渉相手になつておられるわけでございまして、その最終的な調印にはどうしても總裁がこれに向向いてそして調印をするということが一種の欠くべからざる要件にもなつておるわけであります。しかし、最近のようい案件が非常にふえておりました、特に石原總裁の海外渡航等も実に頻繁になつておりました、そうしたような時間の繰り合わせその他が、現状においてはまだ基金法の運営そのものを阻害するまでに至つておりませんが、今回のように基金の三年倍増というような経済協力の拡大をわれわれといたしましては何としても遂行してまいりたいということを考えますと、一人の總裁がこれを全部処理するにはとても物理的に不可能であるというふうな結論にも達しておるわけであります。

われわれといたしましては、このように基金の活動を拡大していきたいということで、一名の副總裁を置くべきであるという考えに立つたわけでありましたが、大平内閣といたしましてはなるべく能率的な機構をすべての政府機関にとりたいたいという、これは基本的な姿勢でございますので、こうした問題につきましては特に政府内部におきましても行管庁の見解というものを十分述べてもらいましたし、また調査もしてもらひまして、まあいふことなことをいたしましたして、行政管理局の方といたしましてはこの基金法の運営に関連して特別に副總裁一名増員はやむを得ないだろうという結論を出してくれたわけでありました。したがうして、われわれといたしましてはもう一つ、副總裁を単なる飾り物ともしろん考えておるわけでございませぬ。本当に実務担当者として、しかも基金を代表する代表者として行動をやらせてもらおうということで副總裁一名の増員を決めたわけでございます。ぜひこの点につきましては委員、また本委員会の皆様方の御理解をいただきまして、基金の活動を従来とはさらに教段拡大した中での活動が

可能なように御理解を賜りたいというふうな考えでおるものでございまして。

○馬場富君 次に、限度額が三倍に引き上げられるという点についての、やはり財投と交付金等の財源の問題ですね。それから、やはりその内容からいって民間資金と財投との関係性について説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(廣江運弘君) 現在の基金法におきまして原資といふか資金調達は、出資が一つでございます。それから法律の二十九条の二というところで、いろいろのところに借り入れができるようになつております。ただ、先ほど總裁から御答弁がありましたように、実際は保証の関係等もございまして、出資のほかに資金運用部資金の借り入れに限定されておつたわけでございまして、三

年倍増というふうなことを達成してまいります。これは、資金運用部資金に事実上限定するのではなくて、この多角化といふこと、多様化を図つていかなければいけないということで、実質上民間資金の調達ができるように、今回の改正におきまして政府保証の規定を挿入するようにお願いをいたしておるところでございます。現実には五十四年度の予算におきましても百億円の政保債の発行を考えておる次第でございます。

○馬場富君 次に、この円借款の中で債務の累積の帳消しの問題でございますが、開発途上国は開発のために不足する外貨資金を先進国等からの借り入れに依存するところは大きいわけでございますが、このために累積した借金の元利合計は約二千億ドル余にも達しておると、このように言われておりますし、特に対日本関係におきましては、円高差等もあつて、今後はさらにふえ続けると思われるわけですね。この開発途上国はこれらの債務の支払いのためにさらに借金をしよわなきやならぬ、こういう立場に置かれておるわけですが、こういう国際収支の大きな庄迫のいわゆる原因ともなるというふうな状況に実は現在なつておるわけですが、こういう点について一部債務の帳消し

とか、あるいは債務を軽減するという問題等が言われておりますけれども、この点についての御説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(大鷹弘君) ただいま馬場先生が御言及になりました問題につきましては、UNCTADで昨年三月決議が成立しております。この決議に基づきまして、わが国はすでに五十三年度に具体的な措置をとつております。その中身は、非常に負しい開発途上国の債務負担を軽減するために、特にいわゆるLLDC、特ににおくれた後発開発途上国につきましては、その年に当該する元本、利子、利息に当たる分を無償資金で埋めてやる。つまりそれに相当する無償資金を供与する、こういうこととでございます。

それからさらに、この後発途上国よりは少しはましですけれども、石油危機で非常に痛手を受けました国、いわゆるMSACと申しておりますが、こういう国につきましましては元本は手をつけませんが、金利につきましまして調整措置を施してその差の分を無償資金を供与する、こういうこととでございます。具体的には、わが国は昨年十八カ国に対してこういうことをやっております。後発途上国につきましましては六カ国、それからいま申し上げましたMSACにつきましましては十二カ国その適用を受けておるものがございまして、後発途上国では、具体的にアジアで言いますとネパールとかそれからパングラデシュでございます。それから、いま申し上げましたMSACは具体的にアジアで言いますとインド、パキスタン、ビルマ、そういう国々でございます。本年度の債務救済の措置は続けて行いたいと思つております。昨年も本年度もその大體の大きさは金額にいたしまして約六十億円程度でございます。

○馬場富君 それはわかりましたが、じゃ、これはいままでのごとくでございますけれども、今後についてもやはりこの考え方がずっと継続されるかどうか、その点について質問いたします。

○説明員(大鷹弘君) ただいま申し上げましたように、昨年度これを実施いたしましたして、さらに今

年度も続けてやる方針でございます。来年度以降につきましましては、まだこの段階で具体的に申し上げる立場にございせんけれども、一応私どもとしてはこれを続けていきたいと思つておるわけでございます。

○馬場富君 次に、経済援助の中で無償援助の点について質問いたしますが、この無償援助の方法を実例を挙げて説明をしていただきたい、こう思ひます。

○説明員(大鷹弘君) 無償援助の方法と申しますか、その中身、種類は幾つかございます。それを御説明いたしますと、まず第一に一般無償援助というのがございます。これは開発途上国の自助努力を助けるために民生安定、それから福祉の向上に資するような生産物あるいはサービスがあがなうための資金を供与することでございます。具体的には医療であるとか教育、農業、運輸等の分野に対する援助でございます。医療については野すと病院の建設あるいは医療器材の供与、教育では学校の建設、それから教育資材の供与、農業ではいろいろな肥料であるとか、そういう農業に必要な物資の供給、それから運輸はたとえばトラックとかそういうものを供与することとございまして、これが一般無償援助で、無償資金協力の中では一番大きな金額を占めております。

その次に水産関係の援助でございます。これは開発途上国の水産資源の開発、漁業の振興を助けようというものでございまして、具体的には開発途上国に対して漁船を供与するとか、あるいは水産資源の調査船を供与してやるとか、そういうこととでございます。

三つ目のものは、いわゆる文化無償、文化関係の援助というものでございます。これは文化交流に関する国際協力の一環として、開発途上国に対して文化財それから文化遺産の保存とか、あるいは文化関係の講演、展示の開催、それから教育及び研究の振興のためのいろいろな資機材を相手方が買うための資金を供与すると、こういうものでございます。

四番目の、無償の資金の使い方としては災害関係援助というのがございます。これは途上国におきまして、いわゆる地震であるとか台風あるいは飢饉とか、こういう災害が起こりましたときに、これを救済するために緊急に必要な物資を供与するための援助でございます。日本の場合には食糧であるとか医薬品、あるいは衣類とか毛布とかそういうものをこの資金を使って供与しております。

その次が食糧援助でございますけれども、これは食糧不足に悩んでおります途上国に対する食糧の供与による援助でございます。いわゆるケネディ・ラウンド、KR食糧援助というものがこの主体をなしているわけでございます。

最後に、食糧増産援助というのがございます。わが国は、現実には食糧に困っている国に對しましては食糧を供与いたしますが、基本的にはむしろ食糧の増産を助けることが本筋ではないかと考えております。この援助のための資金でございます。たとえば肥料であるとか農薬、農業機械を関係の開發途上国に供与するものがございます。

そこで、こういう種類の無償援助でございますけれども、五十三年度、昨年度の実績を申し上げますと、いわゆる一般無償援助は約四百億に達しました。水産関係の援助は五十億でございます。それから文化関係の援助が三億一千五百万円、さらに、災害関係の援助は約十億、食糧援助が三十五億、食糧増産援助は百五十四億でございます。

○馬場富君 いまの答弁でお聞きしますと、やはり無償援助の中には物資に対する援助がかなり多く含まれておるといことがわかるわけですが、特に昨年あたりは不況業種の製品である小棒等が実はその対象とされたということでございますが、まあこれは先般、私商工委員会等の質問でも、大臣等も今後やはり不況業種の製品の拡大を考慮するという答弁をなされておりましたが、この点につきまして、ひとつ外務省と通産、経企庁、そのおのおの立場からこれに対する今後のひとつ考

え方についての御答弁を願いたいと思っております。○説明員(大鷹弘君) 先ほどちょっと御説明申し上げましたけれども、わが国の無償援助は開發途上国におきます国民の福祉向上、あるいは開發援助、こういう分野を対象といたしまして先方の具体的なニーズに合致した援助をするということでございます。この場合先方の、相手国の自助努力を助けるという見地から、先方の要請を待つて具体的な無償協力をを行うと、こういうたてまえになっております。

そこで、たまたま先方の、相手国の開發計画の中で必要な資機材につきまして先方がわが国に具体的に要請してきたものの中にわが国のいわゆる不況産品、こういうものが含まれていることも大いにあり得ることでございます。現に昨年度はかなりのものがこの先方の要請の中に入っております。具体的にはセメントでありますとか、あるいは肥料であるとか小棒、いま先生おっしゃいました小棒、あるいはかん詰め、魚のかん詰めであるとかそういうものがございます。ただ、私どもといたしましてはこういう不況産品の援助はあくまでも開發途上国のニーズに即して供与するというところで、間違ってもわが国の方でこれを相手に押しつけるというような印象は与えるべきではないと考えております。具体的にはこれからのためたまわが国が不況産品と考えておりますものに対するニーズというものは統括してあるものと私どもは一応考えておるわけでございます。

○説明員(小長啓一君) 私どもの立場も、いま外務省から御説明になったとおりでございます。先生御指摘の無償資金協力の供与の過程の中で、わが国の不況産品の開發途上国に供与され、結果として景気対策に効果有するという場合があることは御指摘のとおりでございます。したがって、今後とも経済協力を推進する過程におきまして、私どもは関係各省とよく連絡をとりながら、この内容の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。○政府委員(宮崎勇君) 経済企画庁としまして

も、ただいま両省から御返答がありましたように考えております。

○馬場富君 いま、外務省からも立場上、またその措置の立場からも相手側のニーズということにやはり合致するということは当然ですが、それはもちろんのことだが、やはりその中でも自然の形で待つということよりも、国自体がそういう不況に見舞われ、そういう製品の処置等に困っておるといのが昨今の状況だったわけですね。そういう点について、私、やはり強くこれを研究してそれに乗せていくという考え方は政治姿勢の中で最も大切だと、ただ相手方の要望があるまで待つというそれでは弱いんであって、やはりこちらがそういう状況に乗せていくことは、この前の大臣等の答弁の中で河本さんあたりも言っておりますが、その点やはりこれからはっきりとした方がいいんじゃないかと思っております、どうでしょうか。

○説明員(大鷹弘君) 先ども申し上げましたが一応無償援助は先方の要請を待つて供与するという基本方針になっております。ただ、この過程におきまして、関係開發途上国の方でわが国にどういふものを要請すればわが国の方でこれを供与し得るか、これにこたえ得るかということにつきましては、すでにいろいろな情報を先方が持っているわけでございまして、それに合わせて先方の方でわが方に具体的な要求を出してくる、こういうことがございますので、したがって私どもの方で先方のその国にこういうものがございますけれども、いかにわが国にこういうものを持ってくるか、十分には先方の方から具体的な要請として出てきている、これが実情でございます。

○馬場富君 次に、円借款の中で、特に先進国に對する輸銀等の貸し付けのあり方について、ひとつ御説明願いたいと思っております。○説明員(中田一男君) 日本輸出入銀行は、御案内のように、日本の製品の輸出あるいは重要な資源の輸入それから海外で本邦法人等が行います事

業のための投資、こういった事柄につきまして融資をしておるわけでございます。特に先進国に對してやるのと後進国に對してやるのとと云うふうな意識ではございませんで、むしろ本邦の輸出、輸入というものが円滑に行われるような見地から融資を行っておる次第でございます。○馬場富君 その中で、特にソビエトの関係の円借款の現況はどのようになされておるか、説明してもらいたいと思っております。

○説明員(中田一男君) お答えいたします。ソ連向けの輸銀の融資の状況でございますけれども、大きく分けまして、一つはシベリアの資源開發を促進するという観点からの融資。これは現在三つのプロジェクトにつきまして融資承諾をしております。南ヤクートの石炭開發プロジェクト、極東森林開發プロジェクト、それからヤクート天然ガス探査プロジェクト、これら三つを合わせまして昨年の九月末現在で二千九百六十三億円の融資承諾をいたしております。もう一つのグループといたしましては、ソ連向けの各種プラントの輸出案件につきまして、バンクローンという形式で五十三年九月末現在では約九億で、融資承諾額としましては四千三百八十四億円というふうな実績になっております。

○馬場富君 対ソ連の借款の中でクレジットの問題がございすけれども、これに對して通産の方からどのような状況でこれがなされておるか、説明してもらいたいと思っております。

○政府委員(宮本四郎君) ソ連はわが国の隣国でもございすし、非常に大きなマーケットでもございすので、ソ連との経済関係をできるだけ拡大してまいりたい、こういう考えでおります。特に、両国の関係が経済貿易などの面で順調に發展をいたしております。特に経済面ではシベリア開發の協力を中心に相当プロジェクトごとに前進を見ていることは御案内のとおりでございます。したがって、政府といたしましては、これらのプロジェクトがそれぞれ経済的にも技術的にもきわめて妥当なものであって、しかも互恵平等の

基礎の上に両当事者の間で満足のいくような形でまとまるといふことをごさいますれば、こういうプロジェクトにつきまして政府が先ほど話が出ておりますような信用供与の面でも協力をしたい、こういうたてまえをとっております。

○馬場富君 そんな説明じゃなくて、ソビエトとの円借款の中で、やはり日本商品を買おうことによつてのパートナーによる制度があるわけでしょう、それについてひとつ説明してもらいたい。

○政府委員(宮本四郎君) 私、特設に特別のプロジェクトについては存じませんが、何か御指摘がございませうればお答え申し上げたいと思ひます。

○馬場富君 その担当者の方来ていませんか、説明できる人はどなたでも説明してください。

○説明員(村田文男君) 先ほど御説明がございまして三つのプロジェクトにつきまして、その一部に消費財の調達が含まれております。これにつきましては、私も国産品——日本からの商品の輸出に限るといふことが基本協定でうたわれておりますので、貿易令の承認に当たりましては原産地証明をとりまして、日本品に限るといふ運用を行つております。

○馬場富君 だから、そういう日本商品がこの借款の中の、結局ソビエト側の一つの対象になつておるといふことは事実だが、そのところのシステムをひとつどのように具体的にございませうか、一遍説明してもらいたい。担当局となつてですか。

○説明員(村田文男君) 私どもが所管いたしております消費物資に關して申し上げますれば、貿易令に基づく輸出承認の際に、輸出業者から原産地証明書の添付を義務づけております。提出を義務づけております。具体的にはメーカー団体が確認を行ひまして、その製品を扱う輸出組合が、おのの輸出組合が証明をするという形の原産地証明書の添付を義務づけております。

○馬場富君 じゃそのですね、いまの結局商品のパートナーを行う、その担当官庁は一体どこなんですか。

すか。あなたはちよつとも答弁がでないんだけれども、私はそういう円借款の中で結局品物を相手方が買うという方法の借款法もあるでしょう、実際そのことは通産省は担当じゃないんですか、どうなんですか。

○政府委員(宮本四郎君) バンクロンに關しましては私もタッチしておりません。

○説明員(中田一男君) 日本からの輸出を行ひますこれに対する輸銀の金融のやり方といたしましては、三種類あると思ひます。私、ソ連の具体的なケースは存じ上げませんが、一般論としてお答えさせていただきますと存じますけれども、一つは国内の業者に対して金融をいたしまして、それが延べ払いという形で相手方の買入れ業者に金融をつけるという、いわゆるサプライヤークレジットという方式でございまして、これは船舶の輸出でございませうかと、ブランド類の輸出でございませうかと、そういう輸出に活用されておるわけでございます。それから二番目は、相手方の国内業者に対して、輸銀が相手方の外国法人に対して日本から物を買うその金融を直接つけて差し上げるという方法でございまして、これはバイヤークレジットと呼ばれておる方式でございませう。

それから三番目は、同じように相手方の外国の業者が日本から物を買うわけでございますけれども、直接相手方の業者に金融をつけるのではなくて、外国の銀行に対して金融をつける、外国の銀行がその輸入する外国の業者に金融をつけるという形で、輸銀から見ますれば、これは相手方の銀行に対する融資でございまして、バンクロンというふうな呼んでおられます。このように輸出金融を随うやり方といたしましてはサプライヤークレジット、それからバイヤークレジット、バンクロンと三種類あるわけでございます。

○馬場富君 その中で、通産省にお尋ねいたしますが、日本の商品が商社によつてソビエトにその対象の中で輸出される方法がありますね。たとえば繊維製品等についてもありますよ、どうですか。

○説明員(村田文男君) そういう方式に基づきまして、先ほど申しました三つのうちのひとつでございますが、バンクロンによりまして繊維を中心とする消費物資が輸出されております。

○馬場富君 これは通産省の、いままでも私に対する説明の中で借款の金額ができた、両方の中で契約ができた、そういう場合その一部は向こうの、結局ソビエトの、いわゆる希望する商品を目の本商社がそれ入れることによつてその借款の中の対象の一部にされておると、いいですか。その商品は通産省がリードして、そして商社に渡して、商社が結局向こうの、ソビエトの關係者と契約を結びながらその品物を輸出していくと、こういう方法が一つあるということを通産省当局が私に説明したんですよ。そのことがどういふふうな具体的にございませうかというのを私は聞いておるのにな、なぜ説明できないのですか。担当者おらないんですか、ここに。

○政府委員(宮本四郎君) 貿易局が実は担当でございませうので、私……

○馬場富君 説明させなさい、ちゃんと、要望したんだから。

○政府委員(宮本四郎君) 私自身といたしましては、調査をさせていただきます。

○馬場富君 正式に答えられる人をひとつ出してください。私に要望したんだからそのことを——それでその担当者に来てなければ呼んでほしいよ。そんな聞く担当者もおらずに質問を繰り返させてけしからぬよ。ほかのものを先にやるわ。

次に、プロジェクト開発についてひとつ。イランの動乱によつてイラン石化の開発中止がなされておられますが、現状と見通しについて説明してもらいたいと思ひます。

○説明員(小長啓一君) イランの石油開発プロジェクトは日本、イランの経済協力にとりまして重要な案件ということでございまして、政府といたしましては従来から円借款の供与、輸銀資金の供与等によりまして支援をしてきたところでございませう。現在八五%の工事が完了しておるわけでございます。しかし、革命等の理由によりまして

現在建設工事は小休止のやむなきに至つておるわけでございます。しかしながら、イラン側といたしましては本計画を一刻も早く完成したいとおるわけでございます。また日本側の投資企業でございませう三井グループにおきましては本計画を継続する方針を確認しておるわけでございますので、できるだけ早くその工事が再開できるように、われわれとしても力添えをしていきたいというふうな考えをいたしております。

○馬場富君 この点につきまして、先日イランの国営石油化学公社のアベディ総裁は、イラン国内のすべての石油化学企業の管理を一本化して、このうちの外国の持ち分はイランが買取るというニュースが実はなされておりました。この点の真偽について御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(小長啓一君) 先生御指摘のように、一部の報道でそういうことがなされたことは事実でございます。私もどまどまどおりましたが、現地の大使館を通じてアベディ総裁自身に確認をいたしましたわけでございますが、その結果は次のようなこととございませう。すなわちNPCC——石油開発公社といたしましては小規模経営をやつておりますジョイントベンチャーのものにつきましては、これを正当な価格で買い上げるといふ形でもって順次その国の持ち株比率を高めてまいりたい。しかし、このバンドルシヤプールの石化計画は別であるといふのが公式の回答でございます。

○馬場富君 じゃ、この対象からイラン石化を外しておるといふことですね。じゃ、その他にこういうやばいイランの中で行つておる開発の中で、こういう影響を受けるところがあると思つておるわけですが、今後やはり途上国援助においてこういう事態が予想されるということも考えなきゃならぬが、こういう問題に対してはどのように考えられておるか、御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(小長啓一君) 先生御指摘の問題は、まさにカンントリーリスクの問題ではないかと思ひます。こういう海外投資案件につきましては、私ども

もは従来から海外投資保険制度というのを持って
おるわけでございまして、フォースマジニール等
によりまして現地企業が没収されたような場合に
備えましての保険措置というものは、従来からやっ
ておるわけでございまして、それに加えまして、こ
れからの新たな検討課題といたしましては、投資
保証協定のなものを国によっては考えていく必要
があるのではないかとこのことを考えておるわけ
でございます。同時に、カントリーリスクをより
少なくするといいますが、より実態を明らかにす
るために、ある種の調査事業の拡充強化というこ
とも必要ではないかというふうな考えておる次第
でございます。

○馬場富君 先日、衆議院の予算委員会でも園田外
務大臣が、イラン石化の開発については、イラン
側の受け持っておる資金分担の三百億円について
は、イラン側から要請があれば、とりあえず政府
が肩がわりをするという発言もありましたが、そ
の後これについてのイラン側の要請があったかど
うかということですが。

○説明員(小長啓一君) 現段階におきましては、
三井グループが工事再開に際しましてどれくらい
の資金が必要であるかという、その資金計画を策
定しておる段階でございます。したがって、いま
まだ先方当事者でございましてイラン側と民間企業
ベースでは接触をしていない段階でございます。こ
で、イラン側から正式にそういう要求はまだきて
いるという話は聞いておりません。

○馬場富君 特に、イランの経済協力等につきま
しては、御存じのように三木、福田の両総理、そ
れから中曾根、園田、河本大臣等も行って、やは
り共同コミニケ等も発表して、そして協力を確
約しておるといふ、そういういわば両国間の結局
公約というような形で行われてきておる事業で
す。よしんば、これはイラン石化については日本
側は民間の三井が中心とはなっておりまして、日本
も、やはり経済協力とかあるいは資源外交の立場
から言っても、これは放置できぬのじゃないか。
最近ずつと見ておりまして、この中にはやはり

開発については五百を余る日本の中小企業も参画
しておるといふ現状もございまして、それから最
近のイランのエネルギーの対日本の問題の中で
も、やはりこのプロジェクトがかなりパイプ役を
務めておるといふような傾向も出てきておる、こ
ういふような立場から言っても、これはひとつ失
敗のないように推進しなさいかぬ、こういう点
が考えられるわけですが、この点についての考え
方をひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(小長啓一君) 本プロジェクトについて
の認識につきましては、いま先生が御指摘になっ
たとおりでございまして、私どもも重要なプロ
ジェクトといたしまして同様な認識を持っておる
わけでございます。したがって、三井グルー
プが検討をいたしました結果、具体的なファイナ
ンススキームが出てまいりますと、恐らくその中
で政府に対する支援措置の具体的なものが出てく
ると思っております。出てまいりましたらそれ
を踏まえまして、私どもは関係各省と相談をし
てまいりたいというふうに思っております。

○馬場富君 特に現在、このコンビナートの計画
については延期のために、さらにやはり一十億
程度の追加が必要とされておるといふように報道
されておるわけですが、このために関係者ではナ
ショナルプロジェクト等の編成等も考えながら、
一方ではやはり出資等も増額して対処をする、そ
の中で基金等による新規出資ということのひとつ
要望等も考えられるという声が強くなってきておるよ
うですけれども、これに対してやはり長官と通産
のひとつ見解を、御説明を聞きたいと思っております。

○説明員(小長啓一君) 先生御指摘のように、革
命前の段階です。約一十億のコスト・オー
バー・ランというのが言われておったわけござい
ます。革命後、現在事業が小休止をしております
わけでございます。恐らくそのコスト・オーバ
ーの部分は一十億をかなり上回る金額に達する
ものと思っております。その詳細は、先ほど申しま
したように、三井グループが詰めておるわけござ
いますので、詰め終わった過程で具体的な政府

の支援要請という形で数字が出てくると思いま
す。それを踏まえて私どもは前向きに対処してま
いりたいということでございます。

○馬場富君 経企庁長官、ここでいま私の質問し
たようなひとつ状況が検討されておるといふ状況
です。そしてやはり、出資の増額とかナショナル
プロジェクトの編成等も考えられておる、こうい
う立場から先ほど申しましたように二国間のいま
までの協力体制の立場からいっても、やはり基金
に対する要望等については、かなり前向きで検討
しなければならぬのじゃないかという考え方を
持っておるわけですが、長官はどのように
お考えですか。

○国務大臣(小坂徳三郎君) このプロジェクトの
持つ日本のエネルギーに対する意義は、われわれ
もよくわかっておるつもりでございますが、やは
り一義的には現在の小休止という形の中でどの程
度具体的に、具体的な数字が出てくるかというこ
とをわれわれは待っておるわけでございます。そ
うした問題が通産省で固まりましたら、われわ
れといたしましてはこれに対応して十分考慮を
し、また配慮をする気持ちはあるわけございま
す。

○馬場富君 それでは先ほどの質問の回答の方が
担当の関係でおかれておるようなので、後の機会
に譲りまして、もう一問だけで質問終わります。
最後に、海外経済協力の世界との連携計画の中
で、今度ワシントンに事務所設置が行われるとい
う、そういうような報道等もなされておりますけ
れども、こちらあたりの踏まえと、その事務所設
置の効果等について御説明願いたいと思いま
す。

ましてはその事前、事後、相当プロジェクトが調
査の段階から実施の段階まで時間がかかるわけ
でありますから、したがって相当一年を通じて
情報交換をし、意見の交換をするということが出
てまいらぬと思っております。したがって、ワ
シントンに駐在員を置きましてその間の密接な
連絡を持つようにいたしたいと、こういうことが
ワシントンに事務所をつくりたい大きな理由であ
ります。

○馬場富君 終わります。じゃ、あとの質問はこ
の次の機会にお願いいたします。

○委員長(福岡日出彦君) 本日の質疑はこの程度
にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時三十七分散会

四月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、出版物再販制の廃止反対に関する請願(第
一八九一号)(第一八九二号)(第一八九七号)
(第一九〇二号)(第一九一三号)(第一九二〇
号)(第一九二五号)(第一九二八号)(第一九三
三号)(第一九三四号)(第一九三八号)(第一九
四〇号)(第一九四三号)(第一九四七号)(第一
九五九号)(第一九六六号)(第一九六八号)

第一八九一号 昭和五十四年三月三十日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 新潟県新井市栗原 須山アイ子外
九十九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一八九二号 昭和五十四年三月三十日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 長野県塩尻市塩尻町一、五五三
笠原卓郎外九十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一八九七号 昭和五十四年三月三十日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 京都市中京区丸太町富小路東入軒
屋町三三七 川井義雄外九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一九〇二号 昭和五十四年三月三十日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区代沢一ノ二四ノ五
〇二 星伸二外百九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一九一三号 昭和五十四年三月三十日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 長野県茅野市仲町七ノ二三 小林
袈裟明外百十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一九二〇号 昭和五十四年三月三十一日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願(六通)
請願者 東京都港区白金台四ノ七ノ七 大
久保尚孝外七百二十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一九二五号 昭和五十四年三月三十一日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願(二二通)
請願者 長野県松本市宮洲三ノ七ノ三五
永井悦子外三百十名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一九二八号 昭和五十四年三月三十一日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願(五十通)
請願者 山口県光市錦町八ノ四かねなが書
店內 兼永章外五百名

紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一九三三号 昭和五十四年四月二日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 長野県松本市沢村二ノ一ノ二二〇
ボ沢村内 清藤勇外百名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一九三四号 昭和五十四年四月二日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 長野県松本市征矢野五、一四五ノ
一 赤羽勲外八十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一九三八号 昭和五十四年四月二日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願(二通)
請願者 長野県岡谷市小井川七、六一七
宮坂博和外二百四十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一九四〇号 昭和五十四年四月二日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願(三通)
請願者 東京都新宿区西大久保三ノ一六三
鈴木俊男外三百二十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一九四三号 昭和五十四年四月三日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 東京都港区海岸二ノ三ノ七 武田
一夫外七十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一九四七号 昭和五十四年四月三日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(二通)
請願者 東京都調布市深大寺二二二 松本
咲子外二百三十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一九五九号 昭和五十四年四月四日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 熊本市下南都町四〇一ノ四 吉田
俊昭外百九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一九六六号 昭和五十四年四月五日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願(二通)
請願者 東京都府中市是政二ノ二九ノ二
遠藤京子外二百十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一九六八号 昭和五十四年四月五日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 東京都目黒区五本木二ノ二五ノ八
井出勇外九十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

四月二十日日本委員会に左の案件が付託された。
一、出版物再販制の廃止反対に関する請願(第
一九八九号)(第一九九四号)(第二〇〇一号)
(第二〇〇九号)(第二〇一一号)

第一九八九号 昭和五十四年四月六日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 熊本市御幸田町三三〇 南律子
外九十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一九九四号 昭和五十四年四月九日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 札幌市豊平区平岸三条九丁目 飯
塚尚志外百九名

紹介議員 宮之原光君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二〇〇一号 昭和五十四年四月十日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願(三通)
請願者 長野県松本市深志三ノ一〇ノ一三
萩原武昭外二百二十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二〇〇九号 昭和五十四年四月十日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 大阪府池田市城南三ノ三ノ六 谷
佳代子外二百七十九名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二〇一二号 昭和五十四年四月十日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 東京都杉並区西荻北四ノ一三ノ四
富村昇外百十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

四月二十四日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は四月三日)
一、海外経済協力基金法の一部を改正する法律
案

昭和五十四年五月八日印刷

昭和五十四年五月九日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

W